

平成19年度 京都府景観まちづくりフォーラム

テーマ：地域力を高める景観まちづくりの戦略的実践に向けて

第1次京都府景観資産登録地区（平成20年1月24日登録）



宇治茶の郷 和束の茶畑（和束町）



久美浜湾と牡蠣の養殖景観（京丹後市）



毛原の棚田（福知山市）



日本の原風景・南丹市美山かやぶき集落群
（南丹市）



市民のこころのふるさと 福知山城（福知山市）



井手町大正池～癒しと交流の空間～（井手町）



丹後の立岩・屏風岩・丹後松島・経ヶ岬の海岸景観
（京丹後市）



琴引浜の白砂青松と鳴砂（京丹後市）

第2次京都府景観資産登録地区（平成20年3月28日登録）



万灯呂山公園からの山城盆地の眺望（井手町）

【日時】平成20年3月5日（火）
午後1時30分～午後4時30分
【会場】キャンパスプラザ京都 第2講義室

目 次

- 13:30 ~ 主催者挨拶 _____ p 2
- 13:35 ~ 基調講演 _____ p 3
「成熟社会における景観資産を活かした戦略的まちづくり」
東京大学大学院 教授 西村 幸夫 氏
- 14:45 ~ 報 告 _____ p 17
「京都府内の景観形成の取り組み」
京都府土木建築部都市計画課
- < 休 憩 >
- 15:10 ~ パネルディスカッション _____ p 23
「地域固有の景観資源を活かしたまちづくり」
- コーディネーター
京都大学大学院 教授 門内輝行 氏
- パネリスト
- | | |
|---------------------|--------------|
| 文珠まちづくり協議会 | 委員長 小田仁和 氏 |
| NPO法人赤煉瓦倶楽部舞鶴 | 理事長 馬場英男 氏 |
| 南丹市美山町知井振興会 | 副会長 登尾まゆみ 氏 |
| NPO法人わづか有機栽培茶業研究会 | 事務局長 馬場正実 氏 |
| 財団法人京都市景観・まちづくりセンター | 事務局次長 寺本健三 氏 |
- 16:30 閉 会



主催者あいさつ

京都府土木建築部長 森田悦三



それでは、主催者を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

京都府及び京都府都市計画協会の共催によりまして、京都府景観まちづくりフォーラムを開催いたしましたところ、このように多くの皆様にご参加いただきましてまことにありがとうございます。また、西村幸夫先生、門内輝行先生におかれましては、大変お忙しい中を快くご参加いただきまして、重ねて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

京都府では、昨年の4月に京都府景観条例を施行いたしまして、地域の個性と特色を生かした景観の形成を一層進める、このことを目標として昨年度、施行いたしました。さらに、平成19年度は、地域力再生のための新たなスタートの年と位置づけまして、自立した地域社会、京都らしい価値観を発信できる地域社会を目指し、地域活動への支援事業を幅広く展開してきておるところでございます。

地域の景観の価値をみんなで共有して、景観づくり活動、まちづくり活動につなげていくことは、まさに地域の力、あるいは地域のきずなを強める大きな手法の1つではないかというふうに考えておるところでございます。

幸い、府内各地にはすぐれた自然、あるいはすぐれた文化・伝統に培われた地域固有の景観がございます。あるいは、人々の暮らしが根づいております。それらをつなげて、京都らしい地域づくりをさらに一層進めていきたい、そして地域力の再生をし、新たな21世紀の1つの地域のあり方というものを提案していきたいというふうに考えております。

本日は、そういう問題意識の中で、具体的に各地域でまちづくりに携わっておられます小田仁和様、馬場英男様、登尾まゆみ様、馬場正実様、寺本健三様より、その取り組み内容につきましてご報告をいただき、皆様と一緒に今後の地域づくり、景観づくりを考えていきたいというふうに思っております。

今回のフォーラムがこのような活動の輪を広げていく機会となりますことを祈念いたしまして、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【司会】 では、本日のプログラムにつきまして、ご説明をいたします。

プログラムは、お手元の袋の中に黄色い紙が入っています。この紙のとおりでございますが、まず、「成熟社会における景観資産を活かした戦略的まちづくり」と題しまして、東京大学の西村先生から基調講演をしていただきます。

その後、今年度、制定いたしました京都府景観条例、そして府内市町村の取り組みなど、京都府内の景観行政につきまして、京都府のほうからご説明を申し上げます。

その後、休憩を挟みまして、京都大学の門内先生をコーディネーターとして、「地域固有の景観資源を活かしたまちづくり」をテーマにパネルディスカッションを行うことといたしております。終了は、おおむね4時半ごろということで予定をさせていただきます。よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、まず基調講演に入っていただきたいと思っております。講師の西村幸夫先生をご紹介申し上げます。

西村先生は、東京大学工学部をご卒業後、同大学院を修了され、明治大学助手、東京大学助教授を経て、1996年から東京大学大学院工学研究科都市工学専攻にて教授をお務めでございます。専門は都市計画、市民主体のまちづくり論でございます。主な著書は『都市保全計画』、『西村幸夫 都市論ノート』など、多数でございます。

なお、先生には、平成17年度の京都府で取り組みをいたしました「京の景観形成推進プラン」の参与といたしまして委員会にご参画いただきまして、京都府における景観行政の進むべき方向につきまして、さまざまなご助言をいただいたところでございます。本日は、日本国内における景観問題の現状や、行政、NPO、市民などのさまざまな主体の取り組みも、事例も交えながらお話をいただきます。

それでは、西村先生、よろしくお願いいたします。

【西村】 皆さん、こんにちは。西村です。よろしくお願いいたします。

京都は景観の先進地ですし、外から私のような人間が来てお話をするま



でもないように思うんですけども、先ほどもありましたように、京都府の条例をつくるときに少しお手伝いをさせていただきました。でき上がった条例は、景観の資産をボトムアップで拾い上げるとか、あとは協定を結ぶというように、非常にボトムアップ型の条例になっています。

都道府県がどういうスタンスで景観に向かい合うかというのは、県によって随分スタンスが違っていて、非常に積極的に前に出るところと、それから市町村が前に出るのをサポートするタイプと、両方あり得るんです。もともと景観法をつくる段階では、私も議論に参加してはいたけど、景観法はそもそも市町村が地元でやるべきものだから、都道府県というのは遠慮してもらほうがいいんじゃないかということを書いていたんです。ですから、基本的に、あまり都道府県のことを議論してなかったんです。

ただ、やっぱり市町村に任せたら、全然動かない市町村は全然動かないじゃないかと。それは、市町村が選ぶんだからいいといえばいいわけですけども、市民や町民がそういうふうを選んだかどうかはわからないわけです。そうすると、やっぱり眠っている市町村で、いろんなものが壊れていたり、変なものが建っていたりするのをとめるのを、ただ黙って見過ごしておいていいのか。その市町村が選ばなかったからといって見過ごしておいていいのか。

また、熱心な都道府県はそれなりに頑張っているらっしゃるので、そういう意味で、広域な自治体が広域にやるべきことがあるんじゃないかということで、都道府県もまずは責任を持ってもらって、日本全国どこも抜け落ちがないような形に制度をつくりましょうということに途中で変わったんです。

ですから、景観法の中に景観行政団体という変な言葉がありますけど、あれはそういうことで、もともとは市町村でやるべきことを都道府県まで広げて話を少し変えたものですから、ああいう

新しい概念をつくらないといけなくなったということがあります。

きょうは、景観法が2004年にできて少したっているわけで、少しずついろんな事例が出てきました。また、それ以前から、この10年間ぐらいを考えると非常に広がりが出てきたし、いろんな問題提起もなされてくるようになったんです。ですから、そのお話をして、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

まず、この写真をご覧ください。これは桜島ですけど、どこ



から撮っているかと、これは県庁から撮っているんです。県庁から撮ると桜島はこういうふうに見事に、錦江湾があって桜島が見えるんですけど、実は目の前の土地が売りに出されて、ここに超高層マンションが建つことになったんです。その超高層マンションは、県庁に並ぶぐらいの高さになるというので、この眺望がなくなるということなんです。

それで、県はすごくそのことに対して危機感を持ちまして、県がというか、県知事が持ったのかもしれないけど、伊藤知事という方が英断をして、ここの土地を買ったんです。10億円ちょっと。

そこで皆さんに質問です。10億円が高いか安いという話になるんですね。実は、景観だけの話をすれば、すばらしいと。この景観を守るために11億円近いお金を鹿児島県は支出したわけだけど、ただ、当時マスコミは、これを大変批判したんです。鹿児島は、ご承知のとおり、非常に保守的な県で、自民党が非常に強いところで、鹿児島の地元新聞もそういう保守系の新聞なんですけど、だけど反対したんです。

つまり、景観のためにそんな金を使うのは、今の県政から考えるとむだ遣いではないかと。もっとほかに福祉や、いろんなことをやらないといけないのではないかと。それに、だれがこの景観を楽しむんだと。知事室というのは、大体もっと低いところにあるんですね。知事室って上のほうにないんです。だって、地震が来たり、災害のときに電気がとまると上のほうまで上がっていたら大変なことになりますから、緊急のときに使うよう

な部屋というのは下のほうにあるんですね、4階とか5階まで。ですから、知事室は低いところにある。ここもそうなんです。そうすると、景観が完全にブロックされるわけです。だから、それは知事が自分の景観を守るためにやったんじゃないとか、いろんな言い方がされました。

景観を守る側は、そんなことはない。県庁の一番上は展望室というのがあって、360度の展望ができて、ただで入れる。県民にとっては非常に重要な眺望点なんです。だから、これは単に県庁職員や県知事のためにある眺望ではなくて、県民がだれでも自由に使えるところなんだから公共的なんだと。だから大事だということを言いました。

どう考えられますか。つまり、この景観を守るのに、10億円は高いか安い。守る側は、ここは守るといったって、未来永劫、駐車場にするわけじゃないので、また低層の建物を建てて、ほかのところとうまく用途を変えていけばいいわけなので、いいじゃないかと言うわけです。ですから、なかなか議論が進まない。

そして、それだけではなくて、もうちょっといろいろこの町のことを考えると、県庁というのはここら辺にあるんですけども、一番重要な城山展望台というの、鹿児島にあるんですけど、ここから見る景色なんかを考えると、やはり同じように、手前に錦江湾があって桜島があるという景色があるわけです。これは現状です。

実は、この議論をやっていく中で、そこの土地を買う買わないと、10億円が高いか安いというだけの議論をしていくと、非常にそれはジャーナリスティックにはいいんだけど、事の本質が見えなくなるんじゃないかと。つまり、もっと本質的なのは、そこにそんなものが建つようなルールがそもそも認められていることがおかしいのではないかと。思いませんか。もし、ほんとうにそれを守りたいんだったら、守るようなルールをつくっておかないといけないんじゃないか。

実は、そういうこともあって、鹿児島では県と市が一体になって、実際、この町で具体的に、今のままだとどうということが起きるかということシミュレーションしたんです。例えばどうということかといったら、これは現状の規制のまま建つと、ここにどういものが建つ可能性があるか。色や形は単なる想定ですけども、こんなのが建ってしまう。そうすると、鹿児島の人にとっては、外防波堤といいますが、ここまでは許せるけど、

とにかく桜島が錦江湾に浮かんでいるというのが大事だと思っているわけです。そうすると、これはちょっと許されないんじゃないかと。

だから、規制を行うと、この辺の高さまでに抑えたほうがいいんじゃないかというような議論をいろんな各場所でやり始めたんです。実は、県庁のところも、つい最近までマンションは建てられないことになっていました。あそこは官公庁が建つところで、そういう特別用途地区というのがかかっていたんです。

ところが、なかなかそれだと土地が開発されないの、地元事業者が、こういうところはマンションだって売れるから、マンションでも建てられるようにしてほしいというふうに陳情して、よかったということで、マンションも建てられるようにしたんです。突然、マンションブームで、景色がいいですからね。ですから、すごいマンションブームになって、今のような問題が起きた。

ということは、問題は、10億円が高いか安いかに以前に、先ほどのところですね。あそここのところが、そもそもマンションが建てられるということになると、どういうことが起きるのか。それは、県民にとっていいことなのかどうかということをしきりと議論して、あらかじめこういうことを想定しながら議論して、そして判断するということが欠けていたのがやっぱり問題だと私としては思うわけです。そういうことをやられないといけない。つまり、そういうふうな時代になりつつあるんだと。そうしないと、後で議論すると、後から10億円で買わないといけないようなことになるんです。

こういう情報はなかなか全国的にならないものだから、いろいろ知られてないんですけども、景観を守るために、結果的にいろんな形で土地の買収をシナリオナショナルトラスト的な運動が今まで各地で起きてきているわけです。これはまずいんじゃないかということです。

ただ、今まではなかなかできなかった。なぜかという、それは、ここの場合ですと、こういうことをやると高さの規制をしてしまうので、京都市のような先進地だったらできるけど、なかなか普通のところでは合意が形成されません。ここでは、これを鹿児島県内各地で、ほんとうにどういうことが起きるのか。例えば、こういうふうになっているんです。

日本中、こういう景色、ありますよね。鹿児島だけじゃないんですが、こういうところだって、

これでいいのか。あきらめるからいけないんじゃないか。こういうところだって、もう少しルールを決めて、例えば高さですとか面積を決めていけば、今、現況はこうだけど、こんなことだってあり得るんじゃないか。だから、道路側では道路側で植栽で隠すし、高さを抑える、色も抑えるということをやっていけば、できなくはないはずだ。実際に、実験的に何カ所かでこういうことをやったわけです。

つまり、ようやくこういうことができるような時代になってきたわけなんです。今でもなかなか難しいんです。なぜかという、こういうのを屋外広告物の規制というわけですが、屋外広告物と建物の規制とは全然その条例の仕組みが違います。屋外広告物は屋外広告物法というのがあって、国の公園緑地課というのが面倒を見ている。こっちは、景観法ができましたけど、都市計画課が面倒を見ている。分かれているわけです。

ですから、非常に縦割りで、景観といいながら屋外広告物はなかなか面倒が見切れない。別のところで、別の仕組みでやってくださいということになっている。それぐらいに、なかなか制度の縦割りというのはうまくいかないわけなんです。なおかつ、建物に関しては、建物の高さを低くするわけですので、やっぱり争いになるわけです。ここでも争いになりました。ここでは、ちょっと寂しかったんですけども、鹿児島で最も土地を持っている大企業が裁判に訴えたんです。京都ではそういうことはないでしょうね。

つまり、一番土地を持っている大企業は、ここの地域のイメージを決める企業です。そして、先ほどのような鹿児島のこの景観を守ることが一番自分たちの町のイメージを守ること、こういうところにちゃんとした労働力が住んでもらって、人が来て、そして活力を魅力的な町としてもらたすことが地域の大企業にとっては重要なはずですよ。それこそ、まさにソフトパワーです。

そういうものから魅力的な都市ができていくことによって、人が来る、職も来る、そういう時代に今なるうとしていくわけです。つまり、工場職をつくるのではなくて、都市の魅力で職を



引き寄せる、そういう時代になりつつあるんだということを、こういうところで仕事をしている大企業が発想を持ってもらわないと困るわけです。

ですから、それぐらいに今、時代の感覚というのは違ってきているし、そちら向きの努力をする、そして、そういう合意が形成された町はどんどん魅力的になっていくし、なかなか形成されてないと、自分の土地だから勝手だろうということになるわけです。

実は、ここもかなり細かくシミュレーションして、普通に建物を建てれば、今ある容積率でこういうのは十分だと。よほど狭いところにペンシルビルの形で建てない限り、これは全然高さを厳しく規制したことになっていないんだということがわかっているんですけど、それでも争う。

ようやく鹿児島市は景観計画を立てまして、今度の6月1日からここにあるような斜線制限をかける。同時に、ここは桜島フェリーで、向こうから船が来ますから、船に乗ってこちら側を見るという景色も大事なんです。後ろにカルスト台地の斜面の緑があって、その前に町があるということで、向こうから見たときの高さ規制をするというのを、両方をあわせた景観を立てるということにしました。ようやく鹿児島もそういうことを行いました。つまり、今、そういうことがようやくいろんな町で行われるようになってきた時代だということなんです。

ちょっと時代を戻して、これは皆さん、この近くからごらんになってわか



ると思いますけど、豊郷小学校です。豊郷小学校の問題は何を提起しているかということ、ここでPTAが泊まり込みをしてまで守ろうとした。実際に裁判で、これを壊さないようにする仮処分が認められて、今、これを壊すための予算執行がとめられているわけです。そういうことが起きた。これは文化財ではないんです。全く文化財にはなっていない。

つまり、1つの建物が、みんなが、まさに景観資産です。景観資産として、PTAの間に、卒業生の間に共有されていることが政治を動かすような、つまりリコールが成立するような、そ

う時代になってきたんです。町長は再選されましたけど。でも、文化財でもない建物で、1棟の建物のためにリコールが成立するようなことって今までなかったんです。そういうことが起きるような時代になってきたということです。

これは、新幹線が向こうに通っているわけでありまして。ですから、新幹線から見ると、今どうなっているか。実は、きょう来るときにこれを撮ったんですね、今どうなっているかと。ものすごいスピードで走っているものだからうまく撮れなくて、こんな点々が入ってしまったんですけど、今、こういう形になっています。この向う側にあの建物がまだあるんです、壊せないですから。

実は、ここにも物語があって、これは地元の方に聞いたので、真偽のほどはもう1回確かめないとはいけませんけど、これは向こうまで豊郷小学校の校区なんです。これは、町の外れにあるので、昔からずっと田んぼで囲まれているようなところです。今もかなり残っています。この田んぼ、これを振り返るとこの建物があるわけです。ですから、この田んぼの向こうからずっとこの建物が見えるわけです。

それで、向こうまで豊郷小学校の校区で、歩いていくときに学校に通う子供たちは、目の前に田んぼがあって、その向こうに白亜の、ヴォーリズが建てたあの建物があって、これはすごく立派な建物なんです。皆さん、行かれた方はおわかりのように、200メートル掛ける200メートルなんです、この校地。4町歩ですよ。一般的な高校よりでかいぐらいの学校なんです。

この建物は、実は敷地のど真ん中に建っているんです。なぜかと。真ん中に建てたって、向う側もこっち側も十分にグラウンドがとれるんです。だって、200メートル掛ける200メートルですから。ですから、仮の建物とか、こういう建物を建てるスペースがあったわけなんです。

ここは、通学をする子供たちがいる。まさに、それは景観資産だったわけです。田んぼの中に白亜の学校があって、それが豊郷小学校に通う子供たち、その同窓生の学校に対するイメージだったわけでありまして。新幹線ができるときに、このところを地元側が要望して、普通だったらこういうふうには土盛りでどっと来るわけです。土手みたいなのをつくるわけです。土手みたいにしないで、あけて、向こうから見えるようにしてほしいというふうには要望をやられたそうです。ということで、ここで間があいたと聞いています。

新幹線ができたのは、何せ東京オリンピックですから1964年です。ですから、これがこういう形で工事をするということが決まったのはそれより前ですから、1960年くらいでしょう。ということは、今から50年近いんです。50年近く前に、地元の方は、まさにこの建物を景観資産として大事に思っていたということなんです。だから、こういう注文をつけたんだと思うんです。だからこそ、この建物が壊されそうになったときに、やっぱり守ろうと。

ですから、そういうことが起きるような時代になってきたわけです。つまり、景観資産というと、何となくハッピーでいいねと。みんなが共有できて、思い出となっていいねというだけみたいに思うけど、それがやっぱりまちづくりのエネルギーになったり、それが壊されることに対するすごく大きなアレルギーがリコールにまで行くような、そういう時代になってきたんです。

それから、もう1つは法善寺横丁。これは火事になって、中座というのがあって、法善寺横丁、大阪ですけども、水かけ不動さんのところですよ。夫婦善哉、ここです。それで、この道が火事になって、2回火事があったんです。2002年



9月9日と2003年4月2日。ここが火事になって、類焼で焼けたわけです。そして、それが復旧しているときに、半年後に、今度はこっち側が火事になりました。

火事になって何が問題になったかということ、この道は1間半、2.7メートルしかない道なんです。だから、にぎやかなあの雰囲気があるわけですよ。ところが、火事で建てかえると、建物というのは道路から2メートル下がって建てないといけないと決まっているわけです。そうすると、ここが4メートルの道路になる。そのほうがここは道が安全になるじゃないかということなんです。救急車は来るし、消防自動車は来れるようになる。今のままだと消防自動車は来れないじゃないか。安全じゃない。だから、建てかえるときには下がって建てなさい。日本国中、そういうことが決まっているわけです。

ここでもそれが当てはまりそうだったわけですが、大阪市民が30万人以上かな、署名をしま

して、こここのところは同じ道幅で建てかえるようにしてほしいという願いが出されました。そして、大阪市が工夫に工夫を重ねて、この太い範囲でそれをやろうということで、やったわけです。この2.7メートルの幅で建てかえていいよと。そのかわり、建てかえるときには鉄筋コンクリートというか、耐火建築にして、3階だけは下がってくれと。そして、少し消火栓なんか、火事になったときに対応できるようにしようということで、こういう新しい法善寺横丁ができて、こういう通りができたわけです。これは火事の後ですが、2.7メートルのままのわけでありませう。

これは、今までだったらほとんど考えられなかったわけです。つまり、世の中、4メートルの道をつくらないといけないから、必ず前面道路から2メートル下がらなさいというルールを決めて、これは1人例外をつくと、道が途中でヘビタミみたいになりますから意味ないわけですよ。全員、例外なくやることによって、日本の町はそのうち4メートル以上の道になるだろうというのが、建築基準法をつくったときに、つまり1950年の日本の戦略だったわけです。時間はかかるよと。それは時間はかかります。

しかし、日本の木造は、たかだかと言っちゃあれですが、平均寿命は27年しかない。今、平均寿命は27年と言った、これも寂しいですね。200年にしようという話がありますが、事実はそのなんです。ということは、倍見たって58年ですから、58年もたてば二回りぐらいする。確実に建てかわると。

だから、長期で見れば道はできるだろう。そのうち建てかわるわけですから、建てかわったときに下がって建ててもらえばいいわけですからね。建築基準法ができて、今年が57年目です。だから、ほとんど二回りの寿命が来ているわけです。ところが、道は4メートルになったかと。そんなこと、なってないわけです。狭い道は相変わらずあるわけです。

なぜか。それは、例えば敷地が狭いと、2メートル下がって建てられると、ほんとうになかなか住宅として成立しないということですよ。そういうことがあったりして、なかなかルールどおり建てかわらないからです。場合によっては、もう建てかえないで我慢するという方もいらっしゃる。そうすると、だんだん老朽化が進むので、火事に対してはもっと危険になるわけです。

そうすると、火事に対して強い町をつくるため

のルールが、建てかえないで我慢するとか、もしくは違法でちょっとやるとかいうことをやっていくと、かえって火事に対してまずい町ができ上がってしまいます。火事に対して強い町をつくらうとしているはずなのに、逆にそうじゃない町をつくってしまうというすごく矛盾したことが起きてきたわけです。それだけではなくて、こういうところの持っていた景観的な魅力まで壊されてしまう。おかしいじゃないかという人が増えてきた。

そこで何をやったかという、ここでは、ここを1つの敷地と考えましょう。1つの敷地と考えると、4メートル以上の道にちゃんと接していますし、これの中で斜線制限とか容積というのは、全体で満たすべきルールを満たしていれば周りには影響ない、周りには迷惑を及ぼしてないと考えると、これは敷地の中の道だから、特に4メートルなくてもいいじゃないかと。そういう制度が、今、できてきているわけです。連担建築物設計制度とありますが、それをここに適用したわけです。

それで、こここのところには建てかわってないところもあるんですけども、そこも含めて、全体としての容積や斜線制限がルールを満たすと。そうすると、ここは建てかわったときに、とにかく耐火建築にしましょうということですから、基本的には鉄筋コンクリートもしくは鉄骨になるということなので、火事に対しては安全になるわけです。消火栓を増やすので、結果的には、今よりははるかに火事に対しても安全な町ができて、なおかつ景観上もいい町に、そういうことがやられた。

こういうふうなことが、この10年の中で起こってきたわけです。ですから、豊郷小学校や法善寺横丁みたいに、今までだったら考えられないようなことが起きてきたということがあるわけなんです。

それから、もう一つ、決定的だったのは、国立のマンションの裁判です。これは国立です、大学通りのところ。この辺にマンションが建っ



たんですけども、ごらんになってわかるように、ほとんど戸建ての住宅地です。こういう44メートルの道路です。こういうところに駅があって、ここが道ができて、この辺に開発されたわけです。

これは、開発の当初、まだ住宅が、敷地はあら

われているけど建物は建ってないところですが、だんだん建物が建って。これは、70年代に、この歩道橋をつくるということで景観裁判が起きましたけど、ちょうどこの背中のところにもマンションが建っているんです。

実際、ここから撮ると見事な景色がある。こういう建物があって、景観重要地区に今指定されていると。向かいがこうです。これの向かい側に、こういうところだったんですけども、ここが敷地が移転しまして、あいたところにマンションが建ってしまったわけです。これに関しては、もともとこういうものがあったのが、こういうふうになったわけです。

これで、ここから上をちょん切ったほうがいいんじゃないかなという裁判になったわけです、20メートル以上のところは。これをちょん切るのに50億円ぐらいかかるという話なんですけど、そういうのが地方裁判所で判決が出たりしたわけですが。

あまり詳しいことは言いませんけども、実はここではすごくぎりぎりの闘いが行われていて、この敷地でマンションが建ちそうなときに住民がたくさん、請願書を持って、こういう厳しい規制をかけてくれというふうになって、それだけでなく、自分たちで自主申告で、住民提案で地区計画を立てたんです。

こういうのも京都の方々だとなじみが深いかもしれないませんが、高さを決めるだけの地区計画を決めました。これだけの面積で、高さをこっこのほうは10メートル、こっちは20メートルにしたんです。最近住民の提案で、都市計画を提案できるようになった。3分の2以上の地権者がそろって、土地の面積でも3分の2以上だったら提案できるということになっております。

これは、地権者はこのときはまだ分譲前ですから1人なので、ここは1人なものですから、地権者の数でしたら圧倒的なんです。それで、面積からいっても、ここに学校がありますから、学校を入れればはるかにこっこのほうが広いので、それでここに10メートル、ここに20メートル、この辺の建物を20メートル、この辺は10メートルを受け入れるということにした。

ここに建てる建物の計画は43メートルだったので、それが地区計画を立てられると大変なことになっちゃうわけです。ということで、事業者は慌てて地区計画がつけられる直前に滑り込みで工事を始めたわけです。ですから、そういうも

のすごい争いが、ちょうど豊郷小学校や法善寺横丁がもめているところに動いたわけです。ですから、こういうことが起きた。これで裁判になったわけです。

裁判の話は、きょうは詳しくは言いませんけど、4つ裁判がありまして、最初のやつは全体に規制を高度地区は緩めたというのが背景にあります。そういうことをやったからいけないんだということで、住民が市を損害賠償で訴えて裁判に、これは住民側が負けています。

次は、これが具体的な建物をとめさせようとした裁判で、これはとまらなくて建ってしまっ、建ってしまった後、今度は損害賠償の裁判になったものです。これが、いろいろ注目を集めた裁判です。

3番目の裁判は、先ほどの地区計画みたいなのをちゃんとやりなさいというふうに行政に言っている裁判で、これは何かといたら、地区計画が正しいでしょう、この土地に適用されますよねということについて確認を求めているような裁判なんです。これもだめでした。

これは、逆に事業者側が、そんな地区計画はとんでもないと。自分は建てようとして、ほとんど建てている最中に、そんな半分以下になるような地区計画を立てられると、自分の財産が将来的に少なくなってしまうので許せないということで、損害賠償を今度は市と市長に対して求めた裁判です。ですから、全然違う裁判です。

きょうはあまり細かいことを言いませんけども、実はこの中で非常に大きく裁判の判決が揺れ動いたんですけども、例えば、まず建物を、マンションが建てられそうになったときにとめようとした裁判がありますけども、それはとめられないというふうな判決が下されているんですけど、その中において、これは景観法以前にです。

景観法以前にどういうことが言われているかという、我が国においては、景観に関する利益、環境のいずれについても裁判規範となる立法はされていない。そういう法律はないでしょう。だから、我が国において、これを司法裁判所によって維持すべきものとする国民の需要が立法を促すほどには強くないことを示すものである。難しい文章ですけど、法律がないということはニーズがないということだと。だから、そういうことをしなくていいんですと言っているんです。

つまり、景観法の前は、こういう判決が普通にあったんです。法律がないんだから、つくるとい

う需要がないんでしょう。ということは、そういうことを言いたい人がいなかった。各地で、自治体ではやっていたかもしれないけど、それは京都が特殊なので、京都だけが特殊なんでしょう。勝手にやってくださいと。でも、日本全国を見ると、それは違いますよという発想だったんです。

また別の、今度は損害賠償のほうの裁判です。事業者が市と市長を訴えた。これも景観法前です、景観法は2004年なので。そのときはどう言っているかといったら、保持することが望ましい良好な景観が具体的にどのようなものであるかについては、いまだ国民の間に共通の理解が存するとは言いがたいし、まして具体的な法令の規制がない場合にまで景観の保持の観点から私有財産の行使が制約されるとの考え方は一般的なものとは言いがたいと。わかりますね。

つまり、そんなのはいないんだから、規制なんかできませんよと。行政がやっているんだしたら、何かルールを決めているんだしたら、そこだけにはやるかもしれないけども、基本的にはそういうことはできないですよ。これらの法例は、今、全部法例のネットで検索できますので、裁判の結果はぜひそれで、もし細かいことを知りたい方は見てください。つまり、こんな感じだったんです。国立地裁で景観利益と言ったのは、これと全く反対の判決が出たんですけど、それは非常に、ある意味、少数派だったわけです。

ところが、最高裁の判決、これは2006年3月30日、これで基本的には損害賠償の2番目の裁判は結審したんですけども、その判決文はこういうふうになっています。都市の景観は、良好な風景として人々の歴史的または文化的環境を形づくり、豊かな生活環境を構成する場合には客観的価値を有するものと言うべきであると。価値があるんだと言っているんです。それまでは、価値があるかないかは主観なので、裁判所は判断できないというのが普通だったんです。ところが、そうじゃない。これは大事なんだと。それはなぜかといったら、景観法にそう書いてあるからなんです。法律にそう書いてあるからなんです。

景観法は、良好な景観が有する価値を保護することを目的としたものであると。そうすると、良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受する利益

以下、景観利益と言うは、法律上、保護に値するものと解するのが相当である。これが、最高裁が言っているんです。景観法ができて、こういうふうになっているんだ

から、法律上の保護というのは、裁判所に駆け込めば裁判所が保護してあげると、乱す人を抑えてあげると言うことを言っているわけです。非常に大きな変革があったわけなんです。これが、2004年の景観法が実質的にもたらしたもののなんです。

同時に、先ほどのこういうところに厳しい規制をかけるのはほんとうにいいのかという争いに関しても、それはいいんだと。ちゃんと正当な手続を踏んで、都市計画決定ですから、ちゃんと住民の意見を聞くような手続は一応やられていることになっているんです。一応というか、やられているわけですが、2カ月でつくった都市計画決定ですが。なので、こういうのは合法なんだというのも最高裁は言いました。

つまり、マンションが建って、そこだけをねらい打ちしているとしか思えないようなルールであっても、ほかの一般の住宅だって何軒かまとめて再開発して建てば建てられなくないわけなので、それは自分たちで自主的に規制しているわけですから、そういうものは合法的であるということを行っているわけなんです。そういうことが言われるようになった。ですから、非常に大きな第一歩というか、変革が起きたわけなんです。

景観法という、何かすぐに目の前にある超高層建物を取っ払ってストップすることはできないんじゃないかと、そんな力はないんじゃないか。景観計画を立てないと手間がかかるなという議論も一方でやられるわけなんですけども、現実的に非常に厳しい状況になったときに、ほんとうに力を持ち得るということがわかったんです。

ただ、問題なのは、先ほどのマンションはとめられたかということ、マンションに関しては、これは適用しなかったんです。こんないいことを言いながら、あの国立マンション、何でストップできないのかということ、最高裁ではこれに続けてこう言っているんです。とめることはできるけど、それはちゃんとルールを決めて守ってないとだめですよということを言っています。

つまり、ここでいう府民協定なり、条例のもとにおいたいろんな地区のルール、計画があったり、景観条例のもとでの高さ規制を受け入れたりとか、きちんと行政的に決まった高さがあるんだしたら、それは法律的に守れると。ただ、何もしないで、何かあったときに、それは高さが高過ぎるからだめだというのはいけませんよと言ったんです。

実は、国立のそこに関して非常に大きな問題があって、国立ではこのところで20メートルという高さを明確には打ち出してなかったんです。非常に間接的な言い方で20メートルというのが出ているだけで、公に20メートルの高さだと言ってしまうわけではなかったんです。それに対して、国立でもやはりいろんな意見があって、そこまで言えなかったからなんです。そのことが、とめられないことをもたらしてしまったわけなんです。だから、国立でとまらなかったわけです。

つまり、この最高裁判決は、一見するとすごく景観に味方をしていて、すばらしいことを言っているように見えるけれども、ある意味、これが裏に秘めている意味は、こういうことなんだけれども、皆さんがルールを決めて守らないと裁判所も守ってあげられませんよと言っているということなんです。守れると言っている。守れるからには、自分たちも手続をして守ってくださいと。それは景観条例でも都市計画での高度地区でも、何でもいいんですけど、そういうことなんです。

つまり、自分たちが努力をして、ちゃんと自分たちもルールを受け入れるという仕組みがないと、法律上、隣に建つ建物を、今まで何も眠っていて、突然やることはできないですよということです。つまり、そういうことをやらないといけませんよということを間接的に言っていることなんです。

ところが、普通、我々、生活していると、隣には今自分と同じようなものが建つぐらいのイメージしかないわけです。いろんなものが建ってしまうかなんて思わないわけです。ですから、先ほどの鹿児島のような、市民の人たちがほんとうにこんなものが建っていいのかというようなことを本気で考える機会というのはあまりないんです。

でも、今、そういうことをやらないといけないということになってきたわけです。だからこそんな条例が増えてきたし、そういうものをベースに、心の豊かさこそが大事なんだという世論も増えてきているわけです。

具体的に、そういうことは各地でやられるようになってきました。これは横須賀です。横須賀は港町ですけども、やはり急傾斜地なので、横須賀の町に町並みが残っているという動きはあまりないですけども、ですから町並みがないから何も

できないのかと。何も守るべきすごく古い建物があるわけじゃないんです、旧の軍港ですから。しかし、この町の場合は、傾斜がある土地なので眺望がいいわけです。ですから、そういう非常にいい眺望を守るための高さ規制をかけるということで、ある眺望地点からの高さ規制をかけているわけです。

同じようなことは金沢でもやられていて、金沢でも一番低いところから一番駅前の高いところまで、大体これぐらいの眺望の保全のラインを考えて、それに合うような高度地区を、非常にきめ細かく都市計画決定をし直しました。こういうことを京都市の人に言うのは、ある意味、釈迦に説法なんですけど、京都市でやられているのと同じようなことを、そこまで精密じゃないけど、日本中でいろんなことを工夫し始めた。それぞれに世論を高める努力をしながらやってきているということなんです。

小樽でも小樽運河の保存は有名ですけど、それだけではなくて、やはり港なので、こういう傾斜地なんです。ちょっと高いところにある水天宮から見える高さを守るというようなことを考え始めた。

これは山形市ですけど、山形市の場合ですと、ちょうど道の突き当たりには昔の県庁舎があるんです。ですから、県庁舎の背景を守るというので、このマンションを建てるのを抑えるというようなことをやり始めた。手前側は、これに合ったような建物をこの辺に建てるし、後ろ側では背景を守るということを協定でやっています。

横浜は、これはもう1972年までさかのぼるんですけども、港の見える丘公園というところで港が見えなくならないように、つまり、この下のところに高層のマンションが建たないようにということで、高さ規制をかけたり、ここからの眺望を保存するというのを既に36年前からやっているということなんです。

そういうことがいろんなところでやられるようになった。熱海では、海の眺望、湾の眺望を守る。富士宮だと、こちらに富士山が見えるので、富士山が見える前景を守る。彦根だと、お城や幾つかの眺望点からのお城のシンボルを守るような計画がある。城下町でお城がシンボルなので、その周りを少し低く抑えましょうというのは、いろんなところでやられるようになってきたわけです。その例です。唐津のお城の周りに高さ規制をかけた。

尾道はちょっとおもしろくて、尾道は山陽本線がこう走っていて、駅がここにあるんですけども、この町があって、ここに尾道水道という小さい細い瀬戸内海の水道を挟んで、向かい側に島があるんですけども、これはやはり同じようにすり鉢状にあるものですから、高さ規制を非常に細かくかけているんです。15メートルから27メートルの、ここが27、24、21、15という高さ規制をかけているわけです。こちら側にずっと寺町が続いているわけです。寺町からの眺望を守るといいうことでもあるんです。そういうふうな、特に眺望を守るということは、結構、日本中でやられるようになってきたと。

今まで景観を守るというのは町並みを守るといいうことで、町並みの何軒かあるところを線を引いて、ここに何か歴史的な伝建地区みたいなものか、伝建地区のちょっと違うスタイルのやつを、京都市もたくさんやられていますけど、やっていくといいうふうな守り方が多かったんですけど、それは言ってみれば、建物が残っているところではできるけど、残ってないところは何もやらなくていいのかということになります。

そのときに、日本中を見ると、建物がなかなかないところのほうが多いわけで、郊外なんかに行ったら伝統的な建物はないうわけです。郊外に伝統的な建物がないうから、何もそんな町並み地区みたいなのは必要ないのかといいうと、待てよと。確かに一個一個の建物はないうかもしれないけれども、大事なお城の風景とか山の風景とか、そういうものはあるんじゃないか。これだったら、どこの町であろうが、自分たちの町に対して大事な風景といいうのはあるわけですから、そういうものを守っていくといいうのは合意がとれるわけです。

ですから、今までわりと町並み的に、点を少しつないで面にしていくといいうような施策をいろんなところでやられてきたんですけど、それだけではなくて眺望ですね。日本は山国なので、山がたくさん見えるわけです。そういう山の眺望を守っていく。もしくは、お城のような非常に特徴的な眺望を守っていくと。もしくは、そこからの眺望を守るといいうようなことをやっていこうといいうことに、次のステップが広がり始めてきているといいうと思います。

鎌倉もそうです。これは鎌倉の景観計画ですけども、ここに鶴岡八幡宮がありまして、これが若宮大路といいうところなんです。ここが鎌倉の市街地で、この周り、紫色でかいていいるところが古都保存法

で守られている歴史的風土保存区域、もしくは歴史的風土特別保存地区になるわけです。緑です。ですから、緑の中に旧都市があって、そこには1つのメインになる都市軸があるというのが鎌倉の重要なところなんですけど、ここ全体に高さ規制をかけて、周りもかけて、そして、やはりここもある意味、閉じられた谷地形なので、周りの小高いところから見ると市街地が全体として見えるわけです。そういう眺望を守るところをたくさんつくっていきこうと、守っていきこうということが今やられ始めてきています。

小田原もそうです。小田原も基本的には小田原城というのがあって、小田原城の近くにピンク色のマンションが建つということがきっかけになりまして、そういうところを守らないといけないということで、ここはここで頑張っているんですけど、それだけじゃなくて、もう1回、町全体を見てみると、町全体にやはりきめ細かなルールをかけていく必要があるんじゃないかというようなことが言われるようになった。富士山も見えますしね。

具体的には、小田原城周辺とか小田原駅周辺に関しては、もう少しきめ細かいものをかけていきましょう、それ以外には、先ほどのような、もうちょっと緩いけども高さだけは守るようなものをかけていきましょうということが起きてきたんです。

こういう形で、各地で非常に細かいルールを決めていきこうということが起きるようになりました。ですから、この動きはとめられないと思います。逆に、とめちゃいけないわけです。こういうルールがないと、先ほどのように、裁判に勝てないわけですから、それが1つ、非常に大きな流れです。

ただ、後半、申し上げたいのは、それだけで全部守れるかということ、裁判をやるなんていうのはよほどのことです。そんな巨大なものがしょっちゅう町中に建つというわけないし、普通にある当たり前の景色とか、特にあまり開発の圧力がないようなところだと、もっと違うことを考えないといけないわけです。

それは何かというと、自分たちの身近にある大事なものを物語として紡ぎ出して、もう1回そこから再評価していきこうというボトムアップの動きです。今まで言ったのは、どちらかというところ、開発の圧力があるところで、何か出てきたら手おく

れだから、その前にやりますよというところ。だから、その流れが1つあります。どちらかというところ都市部です。それ以外に、農村、それから都市部でも、それほどまだそういうふうな危機的な意識が高まってないところは、むしろこういいところがあるから頑張りましょうということを書いていく必要があるわけです。

例えば、その1つの例がここです。田主丸というところなんですけども、前は町だったんですけど、今は久留米市



に合併されていますけども、大変見事な果樹や庭木の産地なんです。ローカルなので、皆さんはご存じないかもしれないけど、九州では有名な耳納山系という耳納連山の北麓です。これも見てもおわかりのように、景色がよさそうなところでしょう？ ちょうど斜面の一番低いところに筑後川が流れています。非常に筑後川の広い中流域になだらかな斜面があって、果樹園からこういう庭木などがある。そういう中に農業の集落が点在している、なかなかいいところなんです。

ここが、実は最近、福岡の人たちが移り住んだり、アーティストが来たり、農業でもいろんなおもしろい農業をやる、地元の人が頑張ったりということで、非常におもしろいところなんです。車で福岡、都市圏から1時間ちょっとで行けるということもありますけど、これが今、最近、すごくホットなところなんです。山苞の道、名前がついたんですけど、何のことはなさそうでしょう？ でも、こんな何のことはない 京都だったらあるかな。こういう町はあるかもしれない、こういうところは皆さんの周りにたくさんあるかもしれないけど、ないところが多いんですよ。関東だとほとんど北関東しかない。

でも、こういうところが魅力的なんだと。これは、山すそに、山辺の道なんですけど、旧道です。右側、斜面の、こういう道です。国道がバイパスでできたんですけども、今、山苞の道という名前がつきまして、これは秋に文化祭みたいなことを地元のアーティストやお店の人たちがやっている、ここにこんなものがあるよというんですけど、緑の中に点在しているのでほとんど見えなくてすけどね。だから、それぐらいおもしろいところ。こういうところは皆さんの周りにもあるでしょうが、皆さんのところだけにあるわけじゃないと

ということをご紹介したいと思います。

こういう斜面なんです。向う側に筑後川。ですから、こういういい景色が人を引きつけるし、元気も出る。そして、また、ここには大変元気な農業者の人たちがいらっしゃる。先ほどのマメツゲの畑もきれいだったでしょう？ これは、私の知っている写真家が撮った写真、本になっているんです。

これは何かというと、ちょっと小さい字で書いてあるんですけど読みますと、苗木研究会という人たちがいて、ミカンの苗木をつくっているメンバーなんです。このメンバーの人たちが36人の生産者のグループで、昭和29年からやっていると。そして、すごくおもしろいのは、このメンバーは苗木の品評会を仲間内で年に2回やっているといるんです。春と秋の2回、互いの畑を採点し合っていて、36人が1位から最下位まで順位を発表し続けていると。だから、1位から36位まであるわけです。なかなか大変ですよ。

そういうことになるとどうなるかというと、やっぱりいい畑から学ぼうとするわけです。年に2回あるから、次のときにはもっといい成績をとろうということで努力をする。そして、いい畑の人には畑の肥料のつくり方とか、摘果の仕方とか、そういうのを聞いて、みんな切磋琢磨して努力をするということで、非常に見事な柑橘類がとれるということで、日本の中でもこの評価が非常に高まっているんです。ごらんになったらわかる、見事な畑でしょう？

つまり、この景色には、単に景観でルールを守っているだけじゃなくて、生産者の努力が1つの景観としての秩序とといいますか、美しさというのをもたらすような、そういうものがある。つまり、ここで努力をしているということと、いい景色が管理されて、いい景色が生まれるというのが、やっぱり重なっているということなんです。そういう物語が、よく見ると日本の至るところにあるのではないかと申し上げたいわけです。

実は、ここには近くに吉井というちょっとした水郷の魅力的な町があるんですけども、例えばこういうところの人たちは、ここは食事をする店なんですけど、お店だということがほとんどわからないでしょう？ これは入り口なんですけど、全然、「何、これ？」という感じなんですけど、中に入ると田舎だから結構スペースがあって、こういうジャズのライブをやるグループがいたり、先ほどの山苞の道のポスターが張ってあるわけですね。

ども、こういう人たちがいる。

つまり、このスペースは、言ってみれば自分たちが楽しむスペースがあって、非常に魅力的なスペースがあって、きっと福岡から来る人たちも、地元の人たちが楽しんでいるところにうまくまざるのがいい。それが新しい旅のやり方みたいな。つまり、地元の人たちがほんとうにおもしろいと思って、地元の人がほんとうにリラックスするところに自分たちも行って、まぜてもらおうというような旅の仕方というのがほんとうに今は増えてきているのではないのか。

ですから、何も気負って、観光計画どうこうというんじゃないスタイルでやれている。そういうことが自然に広がってきている。そういう地域というのは、少しずつ日本中にできてきているんじゃないかなと思うわけです。

大都市の例、もう1つ。広島というのは結構いろんなことをやっております。広島が一番大事にしているのは川沿いなんですけど、川沿いをとにかくよくしていこう。



川に向けて表の面を向けていこうということで、いろんな工夫をしていて、にぎやかさを表に出すための工夫ですとか、そのためにこういう河川敷とか堤防の上にオープンカフェをつくったりしているんです。

いろんなガイドラインが決まっています。こういうところの看板をなくすようなことを努力しております。川沿いのところで、特に原爆記念公園周辺は看板がほとんどないんです。全部これ、一個一個なくしていっているんです。こういうのもそういう目で見ないと気がつかないんです。そう言われてみればないねというぐらいなんですけど。こういうのも京都市さんも延々とやられているわけだけども、京都市だけじゃないということ。

ほんとうにいろいろやられていて、これ、ほんとうになくしているんです。で、見てください。これは原爆ドーム通りですけど、看板がほとんど何もありません。ないんです。実は、原爆ドーム沿いは、今度行かれたら気にして見てくださ

い。記念公園から見るところに、ほとんど看板がないです。2キロか3キロ先のNTTドコモのタワーの、ビル案内すらそっち向きにはつけさせなかったんです。唯一あるのはトヨタのマークと中日新聞の昔からの大きな看板があります。それぐらいです。こういうのも、見てください。ほとんどないでしょう？ ということで、すごくいろんな努力がやられてきているわけです。

屋外広告物も、先ほど言いましたように、今までは景観とは別ですよということになっていたんですけども、今やすごく意識が高まってきて、屋外広告物がやっぱり問題ではないかということ言う人がたくさん増えました。特に、最近問題になっている駅前のサラ金の看板なんかは、金融のほうの法的な仕組みからいって、ものすごい高利で、グレーゾーン金利はなくなりましたけど、そういうことをやっているような業者が看板を出すというのは反社会的行為じゃないかということで、金融庁が今、非常に締めつけにかかっているんです。そういう意味で、そういう看板もどんどん今、減ってきております。

ただ、看板をチェックするような人の数が少ないものですから、なかなかやり切れないところもあるんですけども、むしろこういうのは住民側で、あんな看板はほんとうは違法じゃないかと。違法な看板というのはものすごい数あるんです、7割とか8割とか言われていますけど。

ですから、そういうものを取り締まるのを行政に全部言ったって、大体どこの県も、もともと県が持っているわけなんですけども、1人とか2人でやっているわけです。市町村に渡しているところもありますけども、無理なわけです。ですから、それは住民側で、これはおかしいんじゃないかということ声を上げていく必要があるんじゃないか。こういう形で、実際になくなっていくわけなんです。それも最初からないのも、お願いしてなかったり、先ほどあったこれなんか、とっているわけです。ここはとっている、ここもとっているんです。

ですから、そういう目で見ると、日本の町は大して変わってないように見えるけど、少しずつはいい方向に変わってきているんです。それは、そういう目で見ないとなかなか見えてこないものなんです。引き算なので、引き算しているものってなかなか目に見えないですね。何か新しいものができれば目に入りますけど。

でも、おそらく今、日本の町に必要なのは、足

すのは十分いろんなものを足してきたので、これからは要らないものを引いていく。引いていくためには、みんな、これ、要らないよねということで合意をとりつけて、撤去するためにはお金が必要だったりするので、そういうことにお金をつけていくということになってくるわけです。そういうものを撤去したり、改築したり、電線を地中化したりというようなことに対する予算も非常に大きく今は増えてきております。

無電柱化の計画も進んでおりますし、今の国会に歴史まちづくり法案というのがかかっている、ここでもまた景観整備の新しい仕組みがつけられようとしています。ですから、今の国会が順調にいけば、5月か6月の頭ぐらいまでに新しい法律ができ上がってきて、そうすると歴史的な建物だけではなくて、その周りのバッファゾーンまでいろんな整備が進められる。もしくは、建物そのものの修復を国交省が自分たちのお金でやってくると。国指定重要文化財は別ですけど、それ以外のものに関しては建物の復元や修理なども国土交通省のお金でやろうというようなことが起きてきて、既にそのための来年度の予算も、若干ですけど、確保されています。そういうことが起きる時代になってきているんですね。

ですから、その意味では、今、地域でこういうことをやっていこうという合意がとれて、そして、こういうことは大事だよというふうに見えるところから、そういうものが動いてくるという時代になってきた。

だから、その意味でも、今、京都府がつけられて動かそうとされている景観の資産の登録制度や景観府民協定の制度というのは、その大きな一歩になり得ると思います。それだけではなくて、市町村が頑張ってもらわないといけないし、先ほど言いましたように、ほんとうにごり押しで来る事業者に対しては、きちんと数値で高さを規制するようなこともやっていかないといけないわけで、両面作戦でいくというのがこれからの、ここ5年、10年の景観の施策の流れではないかなというふうに思います。

ほんとうはたくさんあるんですけども、時間が来ましたので、もし質問があれば質問もお受けして、答えていきたいと思っています。どうもご清聴ありがとうございました。

【司会】 西村先生、ありがとうございました。裁判の判決の事例もご紹介いただきまして、最

近では景観法ができてから、司法の場でも景観を守りましょうということになっていると。しかし、自分たちでルールをつくらなければ実効力はありませんよというようなことをお話をいただきました。

京都府の中でも景観計画、今年、長岡京市さんと宇治市さんでつくっていただいています。そのほかにも幾つか、景観行政団体になりたいというようなご相談を受けているところもございます。まだそういうお考えになってないところにつきましては、また帰られてご検討いただきたいなというふうに思っております。

さて、せっかくの機会でございますので、先生のご質問の時間を少しおとりしたいと思います。何か先生にお伺いしたいということがある方は。

どうぞ。まず、お名前をおっしゃってからご質問等、お願いいたします。

【会場】 どうもありがとうございます。

やはり今、景観ばやりですね。ダブって、モザイクみたいに、ものすごく上から京都市もあれもあれもと、国もと、都道府県と、三重になっているような気もして、時間とあれが相当ダブっているようなことがあるんですが、これはやはり何といても日本の土壌や国土とか、根本的なそういう基盤をよみがえらせるということでしょうね。

そういうことから見て、やはり全く無国籍な建物、これはどこの人間やわからないし、山形や盛岡や福岡、おりても、どこの市やわかりませんね。全く没個性です。みんな同じです。地元のビジネスホテルとか飲み屋があってあれで、商店街があって、何も変わらないんですね。これではあまりにも無国籍過ぎる。やはりこのあたりで、もう鹿鳴館の時代じゃないんだから、もっと日本の象徴的な建物、例えば石垣しか残っていないお城が数百ありますね。あれを何でお城を全部再建しないのか。お城を見に来る外国人観光客がものすごく多くて、大阪城に韓国人や中国人やシンガポール人が、あこでもものすごく楽しんで、喜んで写真を撮っています。

そういうことで、日本の純日本的なものが、海外の観光客が一番珍しくて価値があるんですね。京都のここへ来る人、平安神宮でも御所でも二条城、すべてそうですね。だから、我々が一番今、この形で、単なるまちづくりやそういうのじゃなくて、日本人としての本来あるべき伝統とかそういうものをよみがえらせるというリバイバル、そ

してそれをずっと未来永劫続けるという持続可能性のサステイナブル、その上に最後は我々が生き残るサバイバル、このリバイバル、サステイナブル、サバイバル、三拍子そろった概念こそ我々が今やらなければいけない。それが、ひいては日本人アイデンティティーの再構築ではないかと思うんですが、先生、いかがでしょうか。

【西村】 十分演説をしていただいたような気がしますけど。

実は、そういうモニュメントの復元も国は応援しようというふうに、先ほど言いました歴史まちづくり法の中で明記をしております、そういうものにこれからお金を応援していくんだということになっています。ただ、復元できるものは科学的に復元しないといけないわけですけども、どれもがすべて科学的に復元できるか、そこが非常に難しいわけです。

例えば、江戸時代の初期に失われてしまった天守閣を、何の記録もない、高さの情報がわからないときに、復元していいのかという問題があるわけですね。ですから、おそらくは明治の初めぐらいになくなって、明治の初めにたくさん壊しました。そのときに写真などの証拠があって、科学的に残されていて、また、あまり間違わなくて安全に復元できる。つまり、天守閣を最初に復元するのではなくて、やぐらや門や安全なところから少しずつ科学的に復元していこうという動きがあると思うんです。それに対しては補助をやっていこう。

例えば、最近、金沢で金沢城のやぐらが幾つか復元されておりますけども、実はこれなんかも、今、あそこは県の公園なんですけども、国の補助事業でやられているわけなんですけども、公園として整備されているわけです。つまり、国の補助としては、公園設備の一部として復元がやられているわけです。でも、公園の設備の一部がたまたまやぐらの形をしていますねと、そういう理屈でお金を今、使っているわけです。

それは、役人の非常にうまい知恵で、へ理屈をつくってうまく復元にお金を充てているわけだけども、それを本来的に言えば、これは復元なので、復元にはお金がかかるから、ちゃんと正攻法で復元のための予算として請求して、復元の予算として充てていくというような仕組みを今つくろうとしているんです。おっしゃるようなことは、少しずつ動いてきているわけです。

ただ、問題なのは、すべてがそうなるかということ、今申し上げましたように、やっぱり科学的な

根拠のもとにやっていかないといけないわけです。昭和30年代にお城ブームで再建されました。おそらくはそういうところに今、外国の観光客が来られているでしょうけれども、どんどん本物を見る目が上がってくると、もっと本物のお城とそうじゃないお城というのは選別がされると思うんです。そのときに、あまり変な鉄筋コンクリートの見た目だけの復元というのを避ける必要がある。このことを今、考えながら復元というのをやっていかないといけない。

それから、もう1つ、ここにある建物も、言ってみれば、どこにあったって同じ建物です。これが今すぐ壊せるかと、そんなことはない。ただ言えるのは、広島は全部なくなったので何とも言えませんけど、大半の町では、こうはなっているけど、足元にはいろんなものがあるわけです、もうちょっと歴史を広く見れば。だから、そういう意味でいうと、いろんなものがあるって、いろんな時代のものがあるはずなのに、そういうところは、これが標準になってしまうと、ほかの小さい建物は全部壊されていってしまうわけです。だって、こうやらないと床面積も損だという話になる。そうすると、せっかくあった小さなきめ細やかな、いろんな時代の歴史が全部消し去られてしまう。

つまり、仕組み上は別に否定するようなことは何もやってないんですけど、ただ、これがいいですよ、こういう容積がかかっていますよ、防火地区ですよとか、いろんな理屈をつけていること自体が、やっぱり今あるものを否定しちゃって、結果的にこういうものにそろえていってしまうような、そういう力が今の制度は働いてしまっているんです。だれもこれがいいとは思ってないんですけど、建設業者の人は思っているかもしれないけど、そういう人たちが法律をつくるときに今まで力を持っていたので、全体の法律の仕組みが、制度の仕組みが、今の日本ではこういう方向に向かう力になってしまっているんです。そのところを変えないといけないわけです。

そのためにはどういうことをしたらいいかと思ったら、容積を使ってなければ、その容積はどこかに移せるとか、何かそういうネゴシエーションができるとか、そういうものはそういうものとして資産価値を低く評価して税金が安くなるとか、いろんな仕組みが、そしてまた、そういうものが京都の場合ですと町家を再生するような仕組みがあるので、再生するような仕組みになっていけるとか。こういうのがあるのはほんとう

に例外的なので、日本中、ないわけなので、いろんな別の側のうまい力を働かせて、あまり変えていって否定するというだけじゃないような仕組みをつくっていかないといけないんじゃないか。

ですから、今すぐこれを、屋根を乗せればいいという話にならないので、少なくともまずは今ある、身の回りにある小さな歴史とか、小さいいいものをこれ以上壊さないような仕組みというのをつくっていくことが制度的には大事なことじゃないかなと思います。ちょっと答えになっているかどうかわかりませんが、そういうふうに思います。

【司会】 ありがとうございます。

リバイバル、サステイナブル、サバイバルでしたか。何か非常に印象に残るような言葉をご意見の中でいただきました。

申しわけございませんが、時間がちょっと押してきておりますので、これにて基調講演を終わりにすることにさせていただきます。皆さん、西村先生にもう一度盛大な拍手をお願いいたします。

ありがとうございました。

京都府内の景観形成の取り組み

【司会】 続きまして、京都府内の景観形成の取り組みの報告に移りたいと思います。

今、準備しておりますけれども、京都府でこの4月に制定をいたしました景観条例を担当いたしました都市計画課の坂主任のほうからご報告をさせていただきます。

【坂】 都市計画課、坂と申します。どうぞよろしくお願いたします。

西村先生のお話の後、また後半は門内先生ということで、大御所2人に挟まれて、30分のテレビ番組でいいますと間のコマーシャルみたいなものなんですけれども、気楽にお聞きいただければと思います。



しかしながら、平成19年度に景観条例を制定しまして、京都府内ではご紹介がありました京都市さんの新景観政策や各地での景観計画の策定等いろんな動きがあります。そういう意味で、今年は大流れの中で節目の年ではないかと思っておりますので、少しお時間をいただきまして、ご報告させていただきたいと思っております。

報告させていただく内容といたしましては、5点ございまして、府の取り組みの経過、あるいは条例概要、条例制定後の力を入れてきております制度のご紹介、それから京都府内での京都府あるいは府内市町村の動きでございます。

経過でございますが、平成3年、京都府といたしましては、まちづくりの主体は市町村だよということでマニュアルを策定しまして、取り組みを支援してきたところでございますけれども、宇治

っていかないというような状況でもございました。そういった中で、国のほうでは、先ほど先生のほうからございました景観法が制定されました。

府内市町村では、26市町村ございます中で、景観法の活用主体となります景観行政団体が4つございまして、政令市である京都市さんと、府の同意を得てなられた宇治市、南丹市、長岡京市であります。色のついていない白い部分は、法律上は京都府が景観行政団体ということになっております。体制的、財政的にも難しいというような市町村も多い状況でございますので、なかなかすぐに手放してこういった取り組みが増えていくという状況にはないと考えております。

全国的には319、景観行政団体があるということで、割合でいきますと約20%がなられているということの中で、京都府では若干それを下回っているような状況でございます。

1 京都府における景観行政の主な取り組み経過

平成17年度	「京の景観形成推進プラン」策定（12月） > 景観法制定を受け、今後の京都府の景観施策の行動計画を策定 > 府景観施策の土台づくりとして、「景観条例」制定を宣言 「京の景観形成シンポジウム」（1月） > プラン報告、基調講演、パネルディスカッション（200人参加）
平成18年度	景観条例検討委員会設置（5月） > 景観法の活用方策、法を踏まえた条例のあり方、府民参加による景観まちづくり等をテーマ（全5回実施） 景観フォーラム「府民意見交換会」（8・9月） > 府内4地域で円卓会議形式での意見交換を実施
平成19年度	京都府景観条例施行（4月1日）

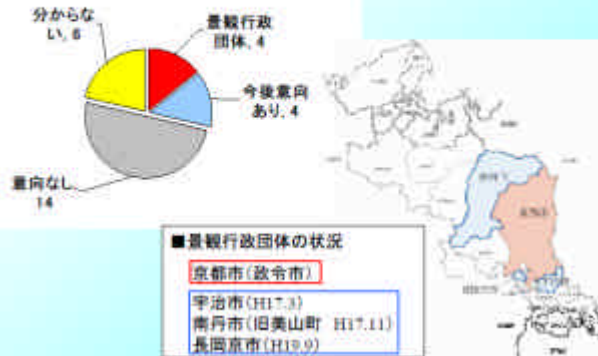
このような中で、京都府といたしましても、広域的な行政機関として積極的に府民あるいは市町村の支援を行う、あるいは府が先導的、モデル的に景観計画を策定していこうということで、大きくかじを切ってまいりました。具体的には、平成17年度に京の景観形成推進プランという行動計画を策定いたしましたして、18年度には条例を検討してまいりました。

続きまして、条例の概要でございますけれども、法律の概要はご説明、ちょっと時間がないんですけれども、法で実効性ある建築物のデザイン、そういったもののコントロールができることとなりました。

しかしながら、景観法の規制だけでは、なかなか地域の景観が直ちによくなるというものでも

1 京都府における景観行政の主な取り組み経過

■府内市町村—景観行政団体になる意向
平成19年3月時点



市さん、美山町さんなど、独自条例に取り組みでこられましたけれども、なかなか取り組みが広が

ないと考えておりました、法律の活用に至るまでの府民の活動支援、啓発、あるいは景観資産の蓄積、その価値の共有、そういったものも非常に重要と考えております。条例では、法律を補完する施策を用意いたしまして、法律と条例を両輪といたしまして進めていこうという考えでございます。

2 京都府景観条例の概要

▶基本理念(第1条関係)

- ① 良好な景観を、府民共通の資産として、受け継ぎ、育て、創造し、将来へ継承していく。
- ② 地域の自然、歴史、文化等を踏まえつつ、人々の生活、生業、経済活動が調和すること。
- ③ 景観形成の取組と地域の活性化が相乗作用により進められること。
- ④ 良好な景観形成は、府、市町村、府民及び事業者の役割分担と協働の下に推進

府の考え方でございますけれども、条例の基本理念から少しご紹介させていただきます。

まず、景観を府民共通の資産として引き継いでいこうということ。2つ目が、景観づくりと人の生活とか仕事などの営み、経済などの調和、バランスをとっていこうということです。さらに、3つ目が観光あるいは産業振興、コミュニティ形成、そういった地域の活性化と景観形成の相乗作用と書いていますけれども、景観づくりと人、あるいはお金、物の流れの循環をつくっていこう、考えていこうというような考え方です。4つ目が各市町村との役割分担、協働のもと推進するというものでございます。

以上4点でございまして、具体的な条例の施策内容でございまして、3つの柱にまとめております。

2 京都府景観条例の概要

▶良好な景観の形成に関する施策(第5条から第18条関係)

- ① 景観形成推進の土台づくり・人づくり
 - 景観形成基本方針の策定
 - 公共事業景観形成指針の策定
 - 普及啓発施策(フォーラム、研修会など)
- ② 府民活動支援の仕組み
 - 景観資産登録制度
 - 景観府民協定制度
 - 景観アドバイザー制度
- ③ 法律などを活用した景観形成
 - 景観計画の策定
 - 府選定文化的景観の選定推進

1つ目は、府全体の取り組みの土台づくり、人

づくりということで、基本方針の策定、公共事業の指針策定、あるいは今回のフォーラムのような普及啓発の活動でございます。

2つ目が、府民活動の支援といたしまして、資産登録の制度、府民協定制度、アドバイザー制度などを制度化しております。赤字の部分は、後ほど概要をご説明させていただきます。

3つ目は、法律などを活用した景観形成ということで、京都府も景観法の運用主体でございますので、必要な地域について取り組んでいこう、あるいは府選定文化的景観という制度も創設しております、そういった制度で地域づくりを進めていこうというものでございます。

3 景観資産登録制度



続きまして、具体的な条例制度の1つであります景観資産登録制度、本日は会場にパネルも設置しておりますけれども、その概要でございます。

本制度の目指すところ、目的でございますけれども、府内のいろんな地域にある景観資源を掘り起こしまして、その価値を府民、地域で共有して景観づくり、まちづくりの活動を広げていこうというものでございます。

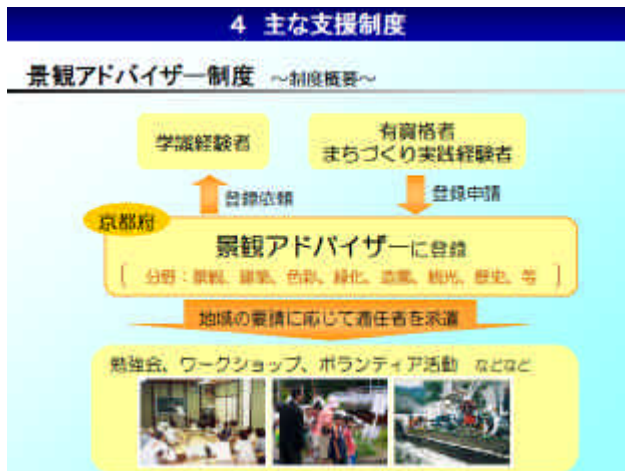
建物の単体物件や町並みなどの面的なもの、眺望景観などを対象としていまして、そこにかかわられている所有者、NPOさんなどのご理解のもと、その方々から提案をいただくという仕組みになっております。

保存活用計画書を作成していただくということになっておりまして、なかなか地域の方だけで作成するというのは難しいものでもありますので、景観アドバイザーの方のご助言なども得ながら、その取り組む過程において新しい地域の仲間を増やしていただいたりしながら計画をまとめていく、そういったプロセスを重要視し、そこで期待をしているところでもあります。

登録後につきましては、活動の交流会、情報発

信、さまざまな制度適用を府がコーディネートさせていただきながら活動を支援していくというものでございます。

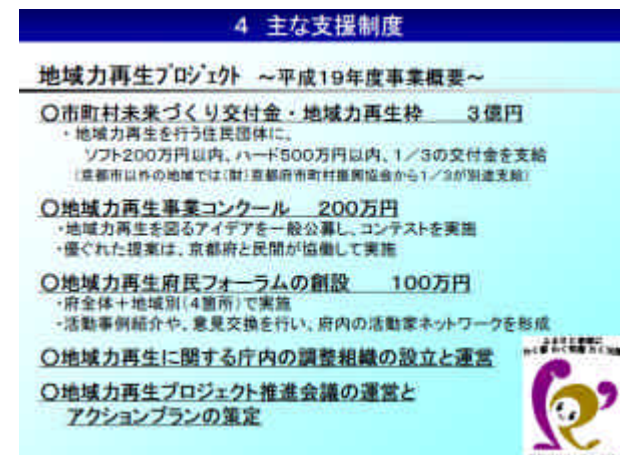
続きましては、主な支援制度を2つ、ご紹介させていただきます。



1つ目は景観アドバイザー制度でございます。内容は至って簡単なんですけれども、学識の先生や1級建築士とか、そういった資格をお持ちの方を登録いたしまして、地域からの要請に応じて派遣させていただくというものでございます。費用は府が負担させていただきまして、申請者の方には会の案内とか会場の設定を行っていただくというものでございます。

現在、19人に登録いただいております。これまで5件、派遣実績がございます。例えば、左上のカラーコーディネーターの方による色彩の勉強会であったり、右上のまち歩きワークショップ、あるいは右下では景観資産登録に向けて、景観を考える勉強会、これは門内先生のほうにもアドバイザーとしてご参加いただいたところであります。

こういった第三者なり専門家の目で地域づくり、アドバイスをいただくというのは、非常に新しい発見もあるかと思っておりますので、ぜひうまく活



用していただければと思っております。

もう1つが、部長のあいさつでもありました地域力再生プロジェクトでございます。平成19年度から知事の肝入りでスタートしておりまして、地域の方々が暮らしやすい魅力的な地域にすべく行動していくということでございます。さまざまなメニューがあるんですが、一番目を引くのは、一番上にございます交付金の部分だろうと思っておりますが、ハード事業が500万円とあるんですが、来年度以降は200万円になるんですけれども、3分の1の府の交付金とは別に、京都市以外では市町村振興会から別途3分の1、実質3分の2補助というような支援がございます。

その他、コンクール、フォーラム、組織づくりといったところも今年度、行っていまして、全庁体制で進めているところでございます。お配りしています資料にはプロジェクトのチラシも配付しておりますので、またいろんなお立場からご参加いただければありがたいと思っております。

先ほど申しました交付金の決定状況でありますけれども、今年度は337件、1億8,000万円というような数字がございまして、これがどんどん増えていくということが地域力のバロメーターになるのではないかというふうにも考えております。

最後は、景観計画の府内の取り組み状況でございます。



まず、京都市さんにおかれましては、平成17年12月にいち早く景観計画を策定されまして、昨年9月には建物の高さとかデザイン、広告物の規制内容の変更、あるいは眺望保全のための条例制定など、新景観政策といたしまして取り組みを進められているのはご存じのことかと思っております。きょうは、そのほかの4地域で景観計画の取り組みがございますので、ご紹介させていただきたい

と思います。



まず、京都府が進めておりますものの1つ、天橋立周辺地域でございます。宮津市と与謝野町にまたがっておりまして、眺望景観、先ほど西村先生のお話からもありましたけれども、こういった見おろされる景観、あるいは周辺を見渡す景観、そういったものを考えておりまして、橋立を中心としまして周囲の山の稜線を区域としております。

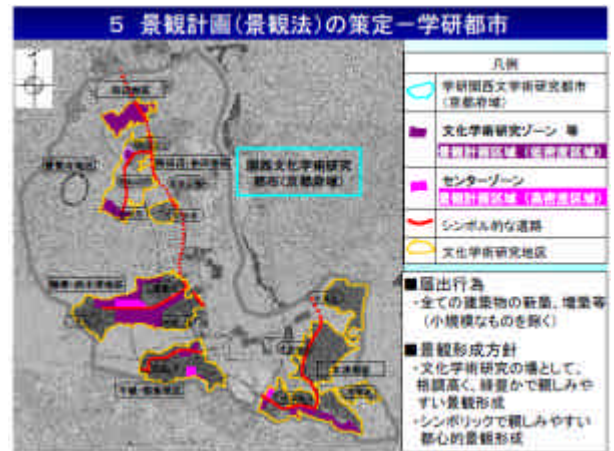
特に、北側の赤い部分、またのぞきで有名な傘松公園と、橋立の南側にございます天橋立ビューランドの眺望保全のために、俯瞰される赤い着色の部分为重点区域としております。



具体的な内容では、俯瞰景観重点ゾーンでは、すべての建物を届け出の対象といたしまして、上から見られるんだということの中で、和瓦による勾配屋根を設置いただいたり、屋根の勾配の向きを統一していただいたりということを要請しております。そのほかの一般の地域では、一定規模の高さ以上の建物を届け出対象といたしまして、山の稜線の保全を考慮した建物配置、屋根形状などを求めていくということにしております。

もう1つ、京都府が策定を検討しておりますのが学研都市、京田辺市、木津川市、精華町にまたがる地域でございますけれども、新たな開発地にお

ける景観計画でございます。橙色の部分が開発地域でございます、低層の住宅地を除いた、画面でいいますと紫色とピンク色の部分を景観計画区域といたしまして、区域が点在する形になるんですけれども、そういった計画を進めております。



内容といたしましては、これまで平成元年から、要綱をつくりまして景観の指導を行っておりますので、それを法定化するというものでございます。届け出させていただくのはすべての建物を対象といたしまして、学术研究の場として格調高く、緑豊かで親しみやすい景観形成、シンボリックで親しみやすい景観形成と、ちょっと高尚な感じもありますけれども、そういった方針をうたっております。



具体的には、こんな建物が実際建っているわけですが、研究開発型の産業施設ということで、かなり大規模な施設が対象となっております。こちら、先ほどのピンク色、センターゾーン、商業地域ですけれども、道路沿い、1、2階部分は解放的な形態としていただく、あるいは緑化を行っていただいてアメニティーの向上を配慮いただく、そういった内容でございます。

続きまして、景観行政団体になられておられます宇治市さんの取り組み内容でございます。

5 景観計画(景観法)の策定—宇治市景観計画

【景観計画区域】

・市域全域

【景観計画重点区域】

・宇治橋上流周辺



景観計画重点区域

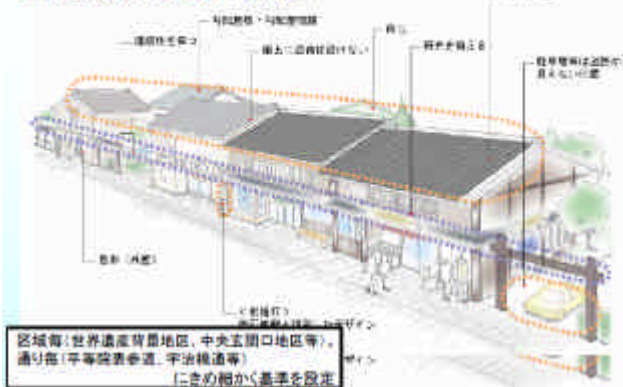


■届出行為
重点区域: すべて(軽微な行為除く)
上以外: 高さ20m、建築面積1,000㎡超
又は高さ50mを超える

世界遺産であります平等院の借景部分に、写真でちょっと写っているんですけども、マンションが立地するという景観問題もございまして、都市計画の高度地区を強化すると。高さ規制も取り組んでこられましたけれども、今回は市全域を対象としまして、また世界遺産周辺地域を重点地域とされまして、景観計画を策定されようとしております。

5 景観計画(景観法)の策定—宇治市景観計画

景観形成のための行為制限



特徴といたしましては、重点地域には平等院の表参道、宇治橋通り、さわらびの道といった趣の違う道路の名前がついたいろんな通りがありますので、通りごとに景観基準を設定されているというものでございます。

また、国の重要文化的景観の選定に向けた調査検討も並行して進められておりまして、新たな地域の価値づけというものも検討されているものでございます。

5 景観計画(景観法)の策定—長岡京市景観計画

【景観計画区域】

・市域全域



最後、4つ目の計画が長岡京市さん、こちらも景観行政団体になられておられます。平成16年から色彩の調査、あるいは景観市民アンケートなどに取り組みられておられまして、計画がまとまりつつあるという状況であります。

長岡京市さんは、京都三山の1つ、西山のふもとに位置しておりまして、JR、阪急、あるいは国道171号線が南北方向に通っておりまして、

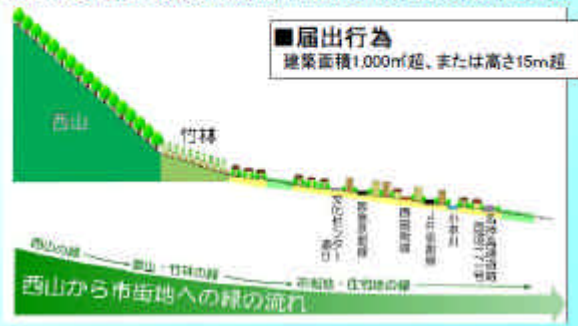
5 景観計画(景観法)の策定—長岡京市景観計画

■行為制限の考え方

- ①長岡京市域全体で景観に影響を与える行為について形態・意匠を誘導
- ②背景となる西山や緑に対する市街地の調和を図る色彩を誘導
- ③西山から市街地への緑の流れを創り出すため、市街地内の緑の創出を誘導

■届出行為

建築面積1,000㎡超、または高さ15m超



断面で見ますとこのとおりでございまして、西山から市街地への緑の流れを大事にしていこうというような考え方でございます。

計画といたしましては、宇治市さんと同様に、市全体を対象区域といたしまして、一定規模以上の大規模建築物の色彩をマンセル値によって規制誘導、あるいは緑の確保などをうたっております。

以上、府内で進行中の4つの景観計画の検討内容について、ごく簡単ではございますけれども、ご説明させていただきました。いずれもこの3月、4月には必要な手続を経て策定される予定というふうに聞いております。

以上、府内の景観形成の取り組みとしましてご報告させていただきました。配付しておりますパンフレット、ガイドブック、たくさんございます。

ちょっと持って帰っていただくのが大変なぐらいなんですけれども、また詳細はそちらのほうをごらんいただきまして、ぜひ京都府へいろんな制度の活用にお声かけいただきまして、各地の景観づくりに京都府もぜひ参加させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、京都府からのご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

【司会】 市民からのボトムアップであるところの景観資産登録ですとか、景観府民協定という制度をご用意いたしております、また、それをつくるのをお手伝いするアドバイザー制度ですとか、活動をお手伝いするところの地域力再生というようなこともをご用意をさせていただいております。ぜひぜひご活用いただきますように、よろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、次に、パネルディスカッションに移らせていただきますけれども、机等模様替えに若干お時間をいただきたいと思っております。準備が整うまでの間は、休憩とさせていただきます。再開は、15時15分とさせていただきます。15時15分まで休憩ということでございますので、よろしく願いをいたします。

パネルディスカッション

【司会】 それでは、これからパネルディスカッションに入ります。

パネルディスカッションのテーマは、「地域固有の景観資源を活かしたまちづくり」でございます。コーディネーターとパネリストの方々をご紹介します。

コーディネーターは、京都大学大学院、門内教授にお願いいたしております。

門内先生は、京都大学工学部建築学科をご卒業後、東京大学大学院を修了され、当大学の助手、そして早稲田大学理工学部教授を経て、現在、京都大学大学院工学研究科建築学専攻の教授でいらっしゃいます。昨年度の京都府の景観条例検討委員会では座長をお務めいただきまして、今年度からは京都府景観審議会の会長代理ということで、京都府の景観行政の取り組みについて長くご指導をいただいているところでございます。門内教授でございます。

次に、パネリストの方々をご紹介します。

向かって左側から、小田仁和様でございます。

小田様は、日本三景の1つ、天橋立のおひざ元、文珠地区からお越しをいただいております。文珠まちづくり協議会を結成され、大学と連携しながら地域の景観づくりや空き家対策に取り組みられ、観光地の魅力向上に取り組まれているというところでございます。

お二人目、馬場英男様でございます。

今では舞鶴市の代表的な地域資源となりました赤れんが倉庫群の保存活用計画に長年かわられており、平成12年に設立されましたNPO法人の理事長を長年お務めになっておられます。

その次、真ん中でございます。登尾まゆみ様でございます。

登尾様は、市町村合併により南丹市となりましたけれども、かやぶき民家で有名な美山町の伝統的建造物群保存地区を有する知井地区からお越しをいただいております。行政と地域住民が連携したさまざまな地域活性化の取り組みを進めておられるというところでございます。

次に、馬場正実様でございます。

馬場正実様は、宇治茶の主産地でございます和束町からお越しをいただいております。お茶を通じた地域間交流や情報発信、さらに安全でおいしいお茶の生産に取り組まれ、京都府の景観資産の登録を契機に、景観の観点からも町や和束茶のブランド化の取り組みを進めようとしてお

るところでございます。

最後でございますが、寺本健三様でございます。

寺本様は、京都市都市計画局都市景観課課長から京都市景観・まちづくりセンターに異動され、京都市の新景観政策の最前線で、また現在は京都市の景観まちづくりの支援組織の最前線におられ、まさに景観行政のプロでおられるというところでございます。

以上、パネリストの皆様でございました。

それでは、この後の進行につきましては、門内先生、どうぞよろしくお願い申し上げます。



【門内】 それでは、パネルディスカッションを開始したいと思いますが、時間としましては、開始が当初の予定では15時10分ということでしたが、既に10分オーバーしております。終わりが4時30分ですので、合計で70分の時間ということで、今までいろいろコーディネーターをしてきましたけど、時間をおくらせるのが一番しかられる原因だということなので、時間をなるべく守っていきたいと思っております。

したがって、今、要らぬことをしゃべらないほうがいいのではないかと考えているんですが、並んでおられるパネリストが5人おられまして、1人の方に最初、パワーポイントを8分で用意してくれとって、さっきの打ち合わせで突然5分にしてくれというところでもないことをお願いしてございます。

先ほど、西村先生のほうからもいろいろございましたけれども、基本的に景観法ができて、良好な景観というのを各地域で景観計画を立てて決めてくださいと。全国一律というか、全体での大きな定義、基本理念はあるんですけども、具体の景観というのはやっぱり地域の人にしかわからないことがたくさんございます。もちろん外の目で見えて発見するものもございますが、各地域地域で景観の魅力的な資源というものを決めてく

ださいと、こういうことになっているわけです。決めてくれれば、これを法的にバックアップしますと。一種のフレームワーク法としての仕組みを持っております。

その中で、京都府さんのほうは独自条例として、景観資産登録制度とか、あるいは、まだあまり作動しておりませんが、これから多分大事になってくると思われる景観府民協定とか、あるいは景観アドバイザー制度、文化的景観の制度とか、さまざまな取り組みを今、始められたところで、そちらにもパネルが張ってございますが、8カ所、景観資産というものが登録されたところです。

今まで景観まちづくりということで、いろいろなことが取り上げられていますけれども、まちづくりをしていくときに何が一番大事かという、その地域の始動資源になる人の地域を、まちづくりを進めていくもとの資源というのがすごく大事で、その辺については今、始動資源と言いましたが、これはジェーン・ジェイコブスという人が結構おもしろいことをいろいろ、皆さんご存じだろうと思いますが、彼女が使っている言葉で、例えばコペンハーゲンの町はニシンというもので大漁で資源にして、それから大きな発展を遂げた。ベニスも塩を元手にしてやった。今でもコペンハーゲンの取引所の中にはニシンのエンブレムが飾ってある。必ず各地域にはそういった資源がある。

何もなければどういうことがあるかという、例えばその人が何もないので力を合わせていく。それが資源になるんですね。例えば、竹富島なんかはサンゴ礁でできているので、地下には地下水がとれない。そうすると、人々が力を合わせて水をためる。その力を合わせることが資源になる。あるいは、交通の結節点なんていうのが、近江八幡は秀吉のために城下町でなくなった。でも、あそこは交通の要衝であったために、新しい商業者の町として再生してくる。何を資源とするかということを見つけていくということが大変大事なんだということを言っています、それが景観とまちづくりを結んで考えていく重要なポイントだと思っています。

きょうは、各地域で取り組んでおられる資源の発見、それから、さらに発見だけじゃなくて、先ほどのパンフレットの中にございますけれども、それをどのように活用して戦略的に町を発展させていくのかという、その人々の取り組みも含めて、これも資源だと思うんですけど、大事なポイ

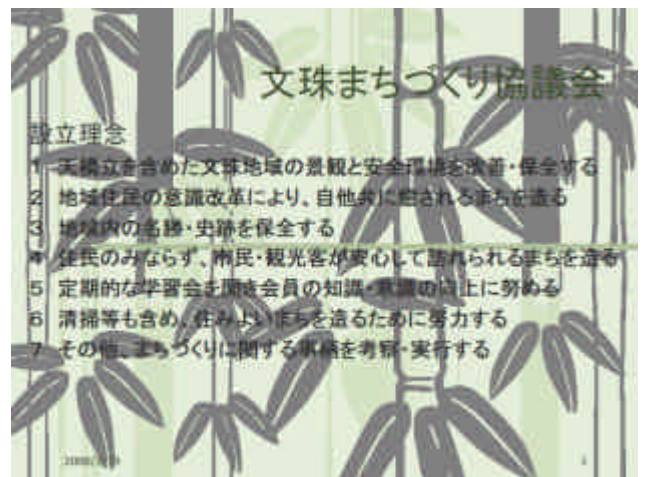
ントだと思うんですが、そのあたりの資源の発見とまちづくり活動について、各地域のご報告をいただきたいと思います。

それから、最初にちょっと、皆さん、すぐお気づきのように、馬場さんがお二人います。これは、コーディネーターとしては大変な難問でございます、それで考えまして、赤れんがの馬場さんとお茶の馬場さんということでいかせていただきたいと思います。

それでは、文珠まちづくり協議会の小田さんのほうから、よろしく願いいたします。

【小田】 失礼いたします。宮津市から参りました小田と申します。よろしく願いいたします。

それでは、私が入っております文珠まちづくり協議会について、少しご説明させていただきます。



設立理念ということで、ここに幾つかピックアップさせていただきました。一つ一つの読み上げというのはさせていただきますが、要は、町のためになること、まちづくりのためになることであれば、何でも若い者が請け負ってしますよということでもあります。一部、若いんだから何でもやれという声もありまして、設立させていただきました。

当初は、これといった大きな問題に取り組むというよりも、町の中にある小さな問題を少しずつ解決してこうという取り組みでありましたが、自転車道をつける建物のセットバックでありますとか、地域全体の景観を考えるとということにも今は積極的に取り組んでおります。

過去の取り組みといたしまして、天橋立、観光地ということもありまして、空き家対策として、いろんな似顔絵職人の方を招いたりであるとか、もともと智恩寺という大きなお寺を中心とする門前町でありましたので、そのお寺を中心としたライトアップとか、にぎわいの創出というものが



ら町の再発見ということで、先ほど少し申しましたが、セットバックに対する住民アンケートの実施から名勝の保全、また問題をわかりやすくするために、立体模型を京都精華大学さんをお願いしましてつくっていただいたりしました。



先ほどご説明させていただいたのが観光地としてのまちづくりでありまして、こちらが住みよいまちづくりということで、そこに住む地域住民中心の安全な道路の利用法であるとか歩行者最優先の道路、それは先ほど申しましたセットバックにもかかわってくるんですけども、右上の写真のように、今は府道になりましたけれども、唯一の道路であります。

これは、ほんとうにダンプが通れば、とても人が横を歩けるようなものではなくて、狭いところを写してきているのではなくて、これが町全体の歩道の幅でありました。こういうものも今、積極的に改善しようというふうに取り組んでおります。

現在の取り組みといたしまして、過去5年間、取り組んできましたいろんな景観であるとか道路、空き家、すべての問題というものを客観的に判断していただけるように、また、すべてをもう一步上へ発展させられるように、京都造形芸術大学の前田教授のほうにお願いしまして、本日、少



しパネルを飾らせていただいておりますけれども、町の将来像、理想像というものを2年契約で描いていただいております。

また、行政の方主導で進めておりますけれども、世界遺産登録の可能性検討会議でありますとか天橋立周辺地域景観まちづくり計画、こういうものにも住民代表として積極的に参加しまして、住民と行政の方の間のパイプ役として活動しております。



今後の課題と方向性ということで、私も観光業者でありますけれども、今、このまちづくり協議会の中心部分にいるメンバーというのは、やっぱりすべてが観光業者になっております。これは、観光業者しか入れないとか、そんなことではなくて、やはりそこに住んでいる方、住民から見るとちょっと一步下がってしまって、なかなか一緒になって考えていただけない。これが今、私たちが抱えている一番大きな問題であります。

そういうものをなくすためにも、少しでも多くの住民の方の積極参加を、今、課題としております。そうすることによって、一部の声とか観光業者が勝手にどこかで決めたことではなくて、そこに住んでいる住民の総意とすることにより、行政のほうへも問題の投げかけができると思います。それを受け取られた行政の方も、地域の声であれ

ば何らかの答えを出していただけないといけな
いというふうに思っております。

そうすることにより、地域住民と行政の方の間
には責任の双方向性が生まれまして、私たちが出
した疑問に対して出していただいた答えや、それ
に対してまた私たちが答えを返す、質問を返すと
いうふうな連携が図れればと考えております。そ
の結果、1つの問題に対して地域住民が解決しよ
うとする土壌、それが地域の底力、地域力の再生
であると考えております。

私が住んでおります宮津市というのは、たまに
新聞にも載りますのでご存じの方も多いと思い
ますが、全国有数の財政的に厳しい自治体であり
ます。そうした中でも私たちがのようなまちづくり
団体であるとか、景観形成に関しては非常に理解
していただいたり、アイデアを出していただい
ております。これからは行政任せであるとか住民任
せではなくて、協働していくということが一番大
事なことになるのではと思います。

以上です。

【門内】 ありがとうございます。

先ほどの京都府さんのほうで説明された天橋
立の景観計画に、この協議会はかかわられてい
るんですか。

【小田】 協議会のメンバーが何名か、委員と
してかかわっております。

【門内】 そうですか。ありがとうございます
た。

住みよさというものも含めて、総合的に景観に
取り組むということの1つをご紹介いただいた
と思います。

それでは、引き続きまして、先ほどの赤れんが
の馬場さんに舞鶴の問題を取り上げていただき
たい。よろしくお願いいたします。

【馬場(英)】 舞鶴から来ました、NPO法人
赤煉瓦倶楽部舞鶴理事長をしております馬場
でございます。よろしくお願いいたします。

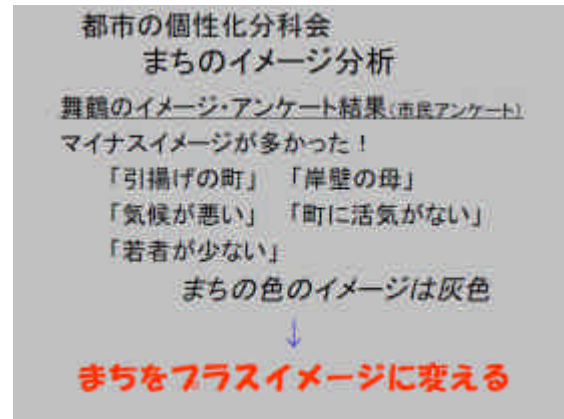
舞鶴まちづくり推進調査研究会から
始まった 1988(昭和63)年8月発足

◎市の総合計画を若手職員の手で
自主研究を 300万円/年予算化

◎市職員80名が応募、8分科会で研究

- | | |
|------------|---------|
| ■都市景観 | ■都市防災 |
| ■都市の個性化 | ■リゾート |
| ■舞鶴の地区計画 | ■活性化研究 |
| ■文化Bun-Bun | ■ミュージック |

私は以前に、2年前まで市の職員として、19
88年にまちづくり推進調査研究会という自主
研究グループが役所の中にできました。そこに参
加しまして、それ以降、20年余り、「赤煉瓦を
活かしたまちづくり」活動を進めておりますので、
その内容についてちょっと説明させていただき
たいと思います。



私は、まち研の都市の個性化分科会というのに
入りまして、その中で都市の個性を見つけて、個
性的なまちづくりをしていこうということで、ま
ず市民アンケートをとりました。町のイメージ分
析としまして、引き揚げの町、岸壁の母、気候が
悪い、町に活気がないとか、若者が少ないとか、
そういうマイナスイメージが非常に多かったも
のですから、町をプラスイメージに変えたいとい
うのに目標を置きました。



その中で、個性的なまちづくりを進めておられ
る先進地視察を行いたいということで、横浜を選
びまして、横浜にも自主研究グループ、まち研と
いうのがありまして、そこに依頼しまして案内を
していただきました。その中で、新興埠頭の中に
赤れんが倉庫を、将来赤れんがパークにしたいん
やという構想を聞きまして、舞鶴市役所のすぐ隣
にたくさんの海軍がこしらえた倉庫群があるん
ですが、全くその価値に気がつかなかったん
です、そこでヒントを得ました。

帰ってきました、市役所周辺の倉庫群をたくさん調べたわけですが、その当時、約60の建物とか、それから山の上に砲台とか、鉄道の橋台とか、たくさんのが発見できました。その舞鶴の個性であります赤れんがを皆さんに知ってもらいたいということで、まずライトアップを試みたわけです。

そのときに、どうしても歴史的なこととか、それから建築物の内容とか、建築学的なものとか、いろんなことを勉強する必要があるということで、このように明治34年に海軍がこしらえたものであるとか、非常に多種多様な建造物群があるとか、それから国の威信にかけて堅固に建設されたものであるということがわかりました。

今からぱっぱっぱと見ていただきますが、これが北吸の赤れんが倉庫群の1つです。



北吸赤煉瓦倉庫群
(前方に造船所を望む)

これは、少し山の上から見た倉庫群で、一番奥のほうの海を隔てた向こうが海軍工廠の跡で、今はユニバーサル造船です。

これは水道施設で、旧軍の艦船に給水するための配水池です。今は重要文化財となっています。

湾の中に敵艦が入ってきたときに、それを防ぐための砲台跡がございます。

それから、先ほど申しました海軍工廠の跡のユニバーサル造船の中にも24棟の鉄骨れんが造がありまして、これも現役で使われております。



神崎煉瓦ホフマン式輪窯
平成2(1990)7.7確認

ドイツ人・ホフマンが考案した
連続焼成可能な窯
昭和30年には全国に50基も
あった。

現在、全国に4基しかない。
■栃木県野木町
■埼玉県深谷市
■滋賀県近江八幡市
■京都府舞鶴市西神崎

確認の中で一番大きかったのは、全国で4例しかないドイツ人が発明したホフマン窯が発見できたことです。



そうした中で、全国にその当時300近くある赤れんがにゆかりのある都市に呼びかけまして、第1回のシンポジウムをやりました。今、演壇でお世話になっているのは、先ほど講演いただいた西村教授でございます。

そのときに全国から19都市、47名を含みまして、市民全部で180名が参加した、その真ん中に西村先生がおられます。

そのときに、市民を巻き込んだ市民組織をつくっていただきたいという要望がありまして、次の年に会員150名で赤煉瓦倶楽部が発足しました。平成12年にNPO法人に認証されております。

舞鶴の赤れんがを内外に知ってもらおうということで、ジャズ祭を開催して、昨年で17回を数えております。



そういう市民の動きを感じまして、市が市政50周年記念事業として赤れんがを生かそうということになりまして、国の施設を赤れんが博物館として、世界に類のない赤れんがをテーマとした赤れんが博物館をオープンしております。

次は、市政記念館の前の姿なんですが、市の書庫となっておりましたライトアップしたものですけども、これを平成6年に市政記念館としてお

ります。市民交流の場として、非常ににぎわっております。



それから、右の建物は、昨年4月にリニューアルオープンしました、まいづる智恵蔵といいまして、縄文丸木舟とか糸井文庫、浮世絵を展示するスペースとなっております。



これは、オープン時の、2階で地元の作品を展示している部分です。

赤煉瓦倶楽部の主な活動としましては、このようにたくさんの事業をしております。イベントの開催とか情報発信、それから赤煉瓦ネットワークと申しまして、横浜と舞鶴が中心となりまして、全国に呼びかけてネットワークを運営しております。



活動の内容は、こういう赤煉瓦ジャズ祭、秋のアート&クラフトフェア、全国から100店舗ほど集まってきます。

赤れんが音楽祭。

冬のイベントとして、ライトアートを、今年で3回目を実施しました。

毎夜、市内の赤れんが倉庫7棟が夜10時まで、このようにライトアップしております。

こういう動きを見まして、舞鶴大使のコシノジュンコさんがある会議の中で、舞鶴の色は何ですかということ、「赤れんが色ですね」というようなことで、ようやく一番最初に目標としていたプラスイメージに変えていこうというのが、この段階で一部できたかなというふう感じた瞬間でした。



国とか市とかのハード面でも、このように国の地下道もれんが調にしてくれています。

市道ですけれども、幅5メートルのトンネルを幅10メートルに拡幅して、坑門をれんが調にしました。

中舞鶴線といいまして、明治37年にできて昭和46年ぐらいに廃線となった部分を、今、自転車・歩行者道としております。

それから、海軍の機関学校の講堂でしたけれども、これは駐留軍が白くペンキで塗っていたものを、つい先般、ペンキをはがしまして、このようにれんがのスクラッチタイルをあらわすようにしてくれました。

それから、自衛官が泊まっております北吸の棧橋のあたりですけれども、れんがの塀に改築してくれています。

それから、ちょうどこの前に白い3階建ての建物があったんですが、これを撤去しまして、国道から直接れんがが見えるようになりました。

それから、海から見た風景なんですが、れんがの建物がちょうど見えますが、そのところにスレートの大きな建物が建っていました。この2月に

とれまして、海と一体となった整備ができる第一弾がつい最近できました。

今、舞鶴市では、赤れんが倉庫群を公園化しようということで、検討委員会を設けています。これは、ごく一部の景観整備案なんですけど、水辺と一体となった赤れんが倉庫群の整備を考えているというところでございます。



我々としては、舞鶴市とNPO法人が協働しまして、オンリーワンの赤れんがの町をやりたいというふうに頑張っております。以上でございます。

【門内】 ありがとうございます。
赤れんがというものを1つのモチーフにして、それをどんどん広げてネットワーク化していかれていると思うんですが、一番最初の、そもそもの赤れんがをテーマにしようといった最初のところはということだったんでしょうか。市のほうから働きかけたんですか。

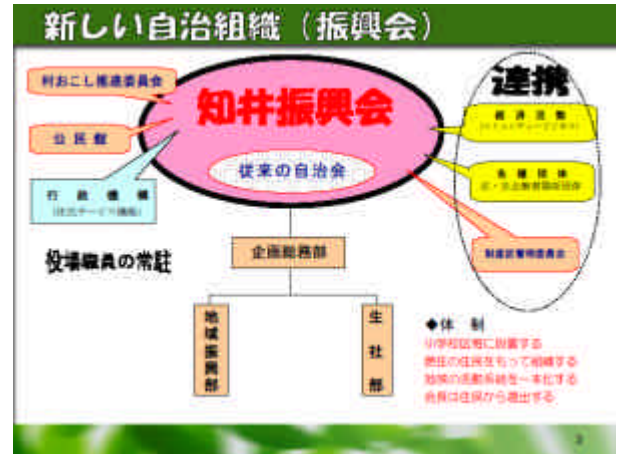
【馬場（英）】 これは、先ほど少し説明しましたが、市の自主研究グループ、市の職員でつくりました組織の中で都市の個性化分科会というのがあって、横浜に行って、横浜の赤れんがを活用しようと、公園課の中で赤れんがを活用していこうというのを知りまして、それで気がついて、有志でその調査を始めたということでございます。

【門内】 ありがとうございます。
それでは、引き続き3番目、美山町の登尾さん、よろしくお願ひいたします。

【登尾】 皆さん、こんにちは。かやぶきの里で有名になりました南丹市美山町の知井振興会の登尾と申します。花粉症のため、少しお聞き苦しいかと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

南丹市は、府下の中央部に位置しておりまして、

平成18年に合併しました。美山町は、名前のとおり美しい山に囲まれた、集落が点在する自然豊かな山村です。その中で、知井振興会は、北は福井県、東は滋賀県に隣接した由良川の源流域にあります。ご多分に漏れず、少子高齢化が進んでおります。



振興会は、旧美山町のときに「日本一の田舎づくり」を目指して設立されたもので、美山町に5つあり、行政職員が事務局長として各1名ずつ派遣され、従来の自治会、公民館、村おこし推進委員会が1つになりまして、地域振興や生涯学習の事業を企画立案、実施しております。

知井地区は、景観資産の宝庫です。これは、由良川の源流域です。

これは唐戸溪谷。これは個人のおうちなんですけど、シバザクラをいっぱい植えていらっやいます。

これは、田植えの時期です。



これは、秋の風景です。

知井地区 村の景観



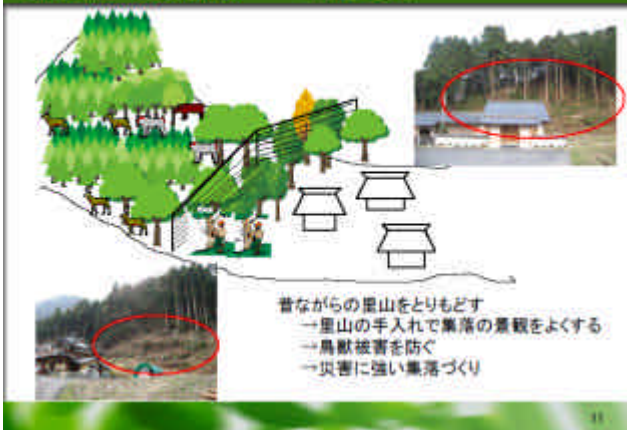
これが屋根のふきかえの作業です。

知井地区 村の取組み =都市交流=



これら自然を活用した都市交流事業として、知井振興会は他の団体や他の組織と共催しながら、「鮎まつり」、「雪灯廊」に取り組んでおります。

知井地区 村の取組み =里山づくり=



知井振興会では、近年、猿とかシカ、イノシシなどの有害獣に農作物を荒らされて困っていること、また家の近くまで杉の木が植林されているため、風雪による倒木被害を防止するため、また景観の面から、昔の里山に戻すための里山事業を展開して、家から20ないし30メートルの区間を伐採して、山際に防獣ネットを張りめぐらすことになり、地区内の10集落で平成17年から3

年間かけて実施し、このほどほぼ完了いたしました。

景観資産登録 「南丹市美山かやぶき集落群」



このように美しい集落づくりの取り組みの象徴として、また地域の誇りとして、このたび北集落のかやぶきの里と南集落のあじさいロードを京都府景観資産に提案し、登録されました。

景観資産登録 「南丹市美山かやぶき集落群」



かやぶきの里です。これがあじさいロード。

私たち女性は、地域住民の約半数を占めているわけですが、女性の立場で知井の村づくりに参画できないものかという思いから、女性プロジェクト委員会を立ち上げました。現在、10名の女性と振興会役員、男性数名が参画しております。

今後の活動展開 女性プロジェクトの立ち上げ



まず、手始めに、地域の中心部で川近くの親水

公園に花を植えて1年が過ぎました。また、振興会の里山事業を受けて、伐採後の跡地の景観の面からと、伐採したことによる土砂崩れの防災の面から考えて、女性プロジェクトは里づくりをしようということでモデル地区を設定して、早速、学習会を開催し、山へ出かけて稚樹をマーキングし、今後時間をかけて植えていくことにしております。

そして、昨年秋には、桜、アジサイ、もみじを植樹しました。大きな木は男性のお手をおかりいたしました。早くお花見ができるのを楽しみにしております。

今後は、全集落へ花いっぱい運動を進めようと、先日は京都府の景観アドバイザーの方をお招きして、老人クラブの女性の方、また婦人会、各集落のサロンの方々に参加を呼びかけて学習会を持ちました。全集落に花の苗を配布して、植えつけや管理をお願いしようと計画を進めております。

景観づくりで一番困っていることは、心ない方のポイ捨てなどのごみ問題です。

まだ歩き始めたばかりの女性プロジェクトですが、名前だけがひとり歩きしないように頑張りたいと思っています。今後ともよろしくご支援のほど、お願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

【門内】 ありがとうございます。

美山町の場合、知井振興会というのがございますね。それと女性プロジェクトとの関係というのは、その中の一部なんですか。

【登尾】 知井振興会の中は、男性の方がほとんど役を持っていらっしゃるんですけど、女性の方の参画がほとんどないんです。それで、やはり女性の意見も取り上げていかなければいけないということで、全集落に女性の推進委員さんのようなのを公募したんですけども、なかなか皆さん、奥ゆかしくて入ってきてくださらなかったんで、こちらのほうからまた一度、お願いいたしまして、10名の方をお願いしております。

【門内】 ありがとうございます。

ここの最後の写真に象徴的なように、向こうのかやぶきが花で映えてて見えますね。

【登尾】 このようになるときれいなんですけど。

【門内】 それでは、和東のお茶の馬場さん、よろしくお願いいたします。

【馬場（正）】 失礼します。NPO法人わづ

か有機栽培茶業研究会事務局をしています馬場といいます。よろしくお願いいたします。

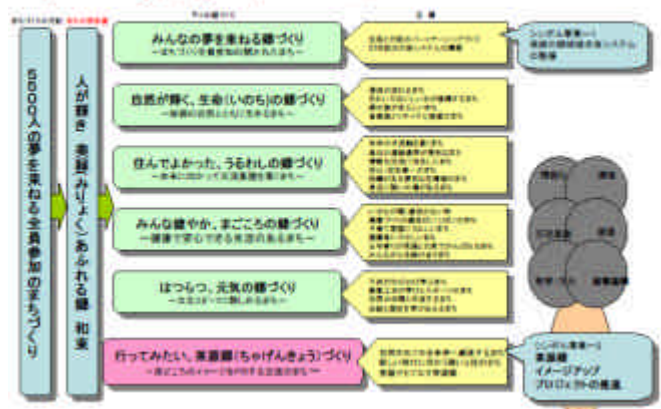
まさに「基幹産業の振興そのものが景観を育む生業の風景 私たちはこの山畑を守る」ということで、私たちは考えています。これは、宇治の現理事長、元副理事長



長が言ったんですけども、「わしら、この山、守っとかへんかったら生活できひんのや。その山自身がわしらの財産や」と言ったのが、景観を大事にせなあかんということで私たちが始めた動きです。

和東町の概要なんですけども、京都府内の約45%のお茶を生産しています。約26億円の取引ということで、町内には約600ヘクタールの茶畑があります。

行ってみたい「茶源郷」づくりによる地域再生



この一番下にあるんですけども、行ってみたい茶源郷づくりということで、和東を1つの茶源郷として何かできないかということで、今、取り組みをいろいろやっております。

NPO法人有機茶研の内容なんですけども、設立は平成15年3月31日と。これをつくり出したのは、有機栽培がいろいろ言い出されたころに、平成9年ぐらいから始めまして、13年にNPO法人化し、メンバーは19年11月現在で26人ということで、設立の目的としては、茶を中心とした有機栽培の研究、それから広く環境の保全とか、緑茶の生産、消費を通じた文化の交流ということです。

活動の内容なんですけども、大きくは国際ワークキャンプ、社会人ワークとか週末ワークキャン

プということで、いろんなところからワークキャンプに来ていただいて、農業を体験していただいたり、茶文化を体験していただいたりしています。そのほか、あくまでも茶業栽培の研究会ですので、精密農業の研究を京大と共同で行ったりもしております。

京都和東産宇治茶の産地



人家の横から山頂まで広がる茶畑が和東町そのものの景観、風景

ここから見てほしいんですけども、これが和東の町です。畑、田んぼの向こうの山は、すべて茶畑と。茶畑から見おろすんですけども、ずっと茶畑のじゅうたんのように見えます。これは景観資産の一番よく使ってもらった写真なんですけども、ぱっと見たらお茶の水博士ですね。私の頭みたいに空と茶畑しかないというような風景。棚田があったりしながら、その上には茶畑があると。

これ、すべて、みんな自分らがつくったもので、だれがこんなふうにしるとか、だれがこんなデザインをつくらうといったものでもございません。こういうような茶畑が見えます。ここで私が一番言いたいのは、山城地方で、幹線道路から茶畑が見えるというのは、この和東の風景が一番おもしろいのかなというふうに思っています。

景観保全に向けた課題



- 1 担い手の高齢化
- 2 後継者不足・少子化
- 3 急傾斜地での作業（機械化が進まないため）

保全に向けた課題ということで、先ほどの画像と、もう1枚、画像を横に足したんですけども、赤線でくくった部分がやっぱり荒廃してきてい

る部分です。これの原因というのは、担い手の高齢化、後継者不足、少子化、それともう1つ、やっぱり急傾斜での作業。機械化がなかなか進まないという中でも、和東の若い子たちは今、これらを克服しながら頑張ってくれています。

今後の目標なんですけども、これは大きく考えています。本年、開催のG9ですか、先進国首脳会議京都会場での何か景観を使ったPRができないかということ。それから、世界遺産への挑戦と。これは、宮津市さんもおっしゃられていたけども、なかなかとれないものだと思います。でも、京都にはいろんな京都ブランド、京都の文化、それから茶文化、宇治とか、何も考えなくても出てくるようないろんな文化が素材としてあると思います。それらと私らが持っている資産をくっつけば、いろんなPRもできると思いますので、変わった形の京都をこれから僕らの手で紹介していきたいなと思っています。

和東が保全したい風景



これは、私たちが保全したい風景ということで挙げてみました。高校生の子たちが、これ、普通は嫌がるんですけども、5月8日、新緑の新茶のシーズンの真っ最中に茶畑で茶摘みをするとか、それから、横は等高線に沿ったような茶畑。これも和東では珍しくない話なんですけども、何がこんなになるのかなと思うと、やっぱり山肌に畑をつくるとこういう畑になっちゃうと。それと、全国の茶産地の中でも一番はさみをよく入れる産地として和東は有名です。

中では、こういうぐあいに芸術的になってしまう茶畑があったりとか、ばかな話なんですけども、この畑を毎年毎年刈っておられる方が、最後には必ずけんかをする。なぜやというと、ちょっとこの曲がりが悪いとか言ってね。何もそういう意味じゃないんですけども、やっぱりそこまで自分

の畑の見た目を、景観をよくするというような話がよくあります。

それから、子供たちがこうして遊びに来てくれたらいいなという風景とか、それから、どこから眺望したときに、農村風景がしっかり見れるようなまちづくりをこれからしていきたいというふうに思っています。これを守っていくのが私たちの後継者であると思っています。

ここにちょっと書かせていただいたんですけども、まず「守り育み残したいこの風景」ということで、あくまでもうちは宇治茶の主産地和束ということで、宇治茶をこれからも振興していく中で自分たちの町を残していきたい。この風景も、ちょっと高いところから上って見た風景なんですけども、下には田んぼ、山肌はすべて茶畑と。ほとんど森林のない町で、茶畑ばかりの町なんですけども、この風景を残していきたいと思っています。

以上です。

【門内】 ありがとうございます。

大変美しい風景で、うっとり見てしまいますが、よくこういう文化的景観というのか、こういうところで、1つは、お茶畑の後継ぎが例えばいなくなったりすると守れなくなるというような、そういう話も出てきたりしますね。そういった荒廃茶園の問題なんていうのは、どのようにお考えなんですか。

【馬場（正）】 確かに荒廃茶園が出てきているのは現実の問題としてあります。まだここ数年は横ばいになっているのも現実です。というのは、先ほども言いましたけども、京都ブランド、宇治ブランドという、宇治茶という名前だけでお茶の価格がある程度安定しているということもあって、現在、和束町では50歳以下の後継者が今、60名くらいおりますので、和束茶農家380のうちの約5分の1は50歳以下の後継者がいるということで、今のところはその人たちに頑張ってもらっていて、畑を守っていただきたいなということと、若干、取り組みとしまして、荒廃茶園の再生ということで、グループで荒廃していく茶園をできるだけもう一度茶畑に戻そうというような運動も行っております。

【門内】 ありがとうございます。

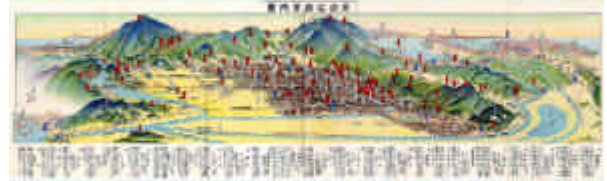
それでは、最後に京都市景観・まちづくりセンターの寺本さん、よろしく願いいたします。

【寺本】 京都市景観・まちづくりセンターの寺本でございます。よろしく願いいたします。

こういう機会はかなりありまして、いつも同じ話ばかりしているじゃないかと思われる方がちらほらあるかと思えますけれども、5分ほどお許しください。



大正の広重 吉田初三郎京都鳥瞰図
【京都市観光課版昭和3年(1928)】



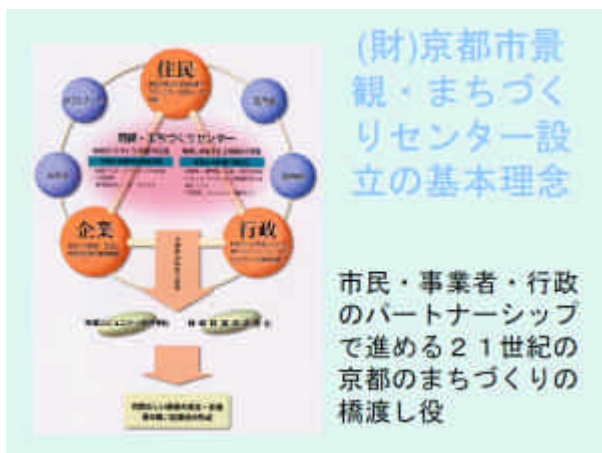
京都盆地の地形景観(東・北・西の三方の山と南を河川に区画された盆地)

最初の出だしですけれども、何でこれを出したかといいますと、昔、中学生とか高校生のときに「鳴くよウグイス平安京」で794年に桓武天皇が都を葛野の地に移したという、そこから1,200年ということで、その歴史が一番、先ほど門内先生が言われた景観資源としては、この歴史かなと。歴史にも増して、京都の自然景観というのが、やはり非常に京都の景観の骨格になっているかなと。

この絵は、吉田初三郎という京都出身の絵かきさんです。こういう初三郎式パノラマ画というんでしょうか、鳥瞰図をたくさんかいて非常に有名な方で、観光地図なんですけれども、これを見ると、三方が山に囲まれて、南のほうが開けている。そのとき、桓武天皇は、「山河襟帯、自然城をなす」というお言葉を発せられたと物の本には書いています。山河襟帯、山と川が襟を立てて、あるいは帯を巻いたようにこの地を取り巻いていますと。まるでお城のようだと。それまでは、平城京の北側にありましたから山背の国やっただんですけれども、これからは山城の国と名づけなさいと、そういうことが書いてあります。いわば、これは土地を褒めたんですね。土地褒め、国褒めですね。

基調講演をされた西村先生は全国を飛び回って、ここの土地は素晴らしいですね、素晴らしい景色ですねという褒めておられますけれども、そうすることによって土地の生産力、あるいは人間が元気になるという、そういうことを昔の人も考えていたと思います。

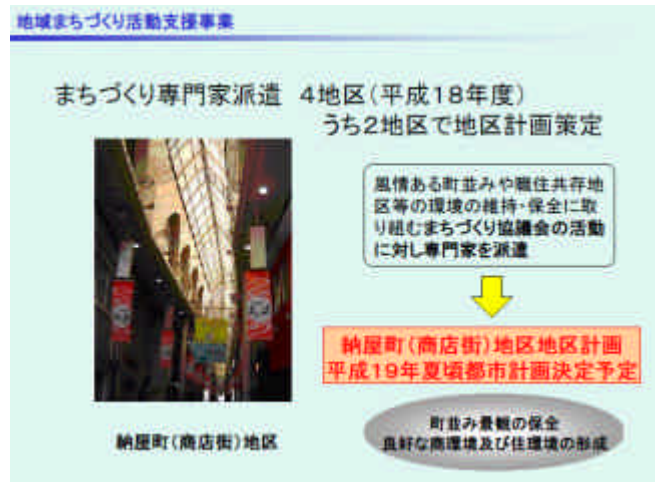
そういうような形で、この三方の山、それから南に開けて、2つの大きな川に囲まれたこの土地に1,200年の歴史が培われたということで、景観の骨格は1,200年たっても変わらないと。そういう意味においては、やはり現代の我々もこの景観を守っていかなければという、そういう趣旨のもとに新しい新景観政策ができたと思っております。



その新景観政策は規制のほうですけれども、我々、景観・まちづくりセンターとしては、具体的にまちづくりあるいは景観づくりをボトムアップで進めていくという、そんな使命を負っております。

それで、ちょうどできて10年たちます。去年の10月1日で10年ですけれども、つくったときの理念ということで、住民の皆さん、それから企業の皆さん、それから行政。どうしてもがっすり四つになると物事が進みません。まちづくりというも進みませんので、その間に立って触媒になれば、橋渡し役になりなさいということで、10年前にできました。

目的、今言うたとおりです。資産がかなりあります。2億4,300万円もあります。なぜかというのは、また後でお話ししますが、もともとは6,000万円、京都市から全額出資していただいてつくった財団法人です。景観・まちづくりに関する啓発とか、あるいは情報提供、相談、学習等々、そういうことに活動しております。それから、コンサルタントの派遣、調査研究なども行っております。



コンサルタントの派遣ということで、まちづくりの専門家を派遣して、例えば地区計画を地元でつくりたいというときに派遣したりしております。これは、最近の近々の1つの事例ですが、伏見区の納屋町商店街ですけれども、ここで地区計画をつくるということのお手伝いをしました。

町並みの中に、間にマンションができて、店舗の連続性が切れてしまうんです。それでは商店街としては非常に先行き不安だということで、マンションをつくったときは店舗を入れるようにという地区計画です。それを地元の方と一緒に合意形成したと、そういう内容です。

例えば、景観・まちづくり大学ということで、セミナーなんかを年間30こま、あるいは40こまぐらいやっています。そのうちの中に京町家の再生セミナーということで、上の写真は見学会に行った写真です。それから、まちづくり、景観づくりは、やっぱり大人になって急にできないですね。子供の間からほんとは教育していく必要があるんですけれども、なかなか学校教育はそこまで進んでいません。それで、これは夏休みに建築家協会の方と一緒に、子供たちと祇園町のあたりを町並み探検をした、そんな絵です。

それから、こういうニュースレターを発行しています。年間に4回発行していますので、今、41号が出ています。各地のまちづくりの情報、あるいは京都市内でのいろんな活動なんかをここに載せて、皆さんに読んでいただいております。

それから、景観・まちづくりシンポジウム、これも年間に2回、景観の話とまちづくりの話ということでやっております。右側は、まちづくりの学生コンペを今年度しました。学生さんからいろんなまちづくりのアイデアを出していただくということで、これで最優秀になった方には、今

年の6月に世界歴史都市会議がトルコのコンヤ市で開催されますけれども、そこで発表していただこうと思っております。



今までやっていたようなことが、実は景観法に基づく景観整備機構という組織を指定できるようになっておりまして、我がセンターは第1号に指定してもらっています。大体、この景観まちセンがやっている仕事の中身が景観法の景観整備機構に反映されていると思っておりますので、第1号にならんとちょっとまずかったわけで、第1号として指定されて、こういう今まで申したような内容の仕事を継続してやっています。新しくは、景観法に基づく景観重要建造物の管理もできるように指定していただいております。

京町家について

今日の京町家の原型は、江戸時代中期に形成され、大正期から昭和初期に建築されたものが最後の様式
→ 検討対象は、江戸時代から戦後すぐの時期まで

江戸時代中期の町家の特徴	
構造	伝統的な軸組木造
外観	瓦屋根、大戸・格子戸 出格子、虫籠窓、土壁 など
内部空間	通り庭、奥庭など

それから、これから町家の話です。今までは地域まちづくりの話ですけども、京都の景観のベースになっているというんでしょうか、地模様になっている京町家の保全再生ということに力を入れております。

京町家といいますけど、町家というのは別に京都だけじゃなくて全国どこにでもあります。街道沿いとか、そういうたくさんの町が密集して建てるような場所であればいろんなところにありますけども、それが典型的に発達したのが京都である

うということで、京町家、ここに書いてありますような伝統的な軸組構造、かわら屋根、格子窓、虫籠窓、それから通り庭、特徴的な形ができ上がったのが江戸の中ごろくらいであろうと言われております。それから、昭和25年、建築基準法ができた後は、こういう純木造の伝統的工法が建てられなくなったので、それまでに建てられたものというのを京町家と考えております。



ここに、先ほど説明したことが写真に出ております。これを見ていただいたら、そうか、こんなもんが京町家やなということを感じ取っていただけるかと思います。

京町家まちづくり調査の概要

調査年度：平成10年度
調査範囲：上・中・下京区、東山区で明治後期の市街化していた元学区
調査件数：戦前木造建物 約32,000件
調査内容：外観調査、アンケート調査等

約600名の市民ボランティアの方々の参加、市民活動団体、大学研究室等の協力

市民による京町家の価値の再認識・共有
京町家ネットワークの充実

約28,000件の京町家を確認

京町家もどんどん減っています。昔の写真を見たら、ほとんど木造2階なんですけども、減っています。10年前に市民の皆さん、ボランティア活動で一緒になって調査をしました。上中島、東山の一部ですけども、都心の非常に中心部を悉皆調査いたしました。約2万8,000軒ありました。それがやはり減っているということで、10年後にもう一度、一部分ですけど調査しましたら、7%減っているということで、年間四、五百軒ぐらい減っているのかなと。最近は活用がよくされていますので、もう少し減る率は下がっているか

もしも減っているのは確かです。

これを何とかしようということで、京都の町中にはいろんなNPOの団体があります。非常に力のある団体がたくさんありまして、例えば一番上に書いてあります京町家ネットさんなんかでしたら、そのNPO単独で町家の保全・再生のための全国大会を開いて、この前も12月にありましたけど、200人から250人ぐらい集まれるという、そんな大きな活動もできるNPOさんもうらっしゃいますし、例えば基準法上の防火性能が不足するという、それを何とかしようということで防火実験をする、そういう協力をするようなNPOさんもうらっしゃいます。当財団は、こういうNPOさんと一緒になって、保全・再生のあり方をいろいろ模索しております。



それから、これは非常に大きな発展だと思えますけれども、平成17年9月に京町家まちづくりファンドという基金をつくりました。これは、実は東京在住の篤志家の方が、京都から町家が減っていくのは非常に残念だといって、5,000万円、京都市に寄附してくれました。それに基づいて、国の民都機構と京都市からそれぞれ5,000万ずついただいて、1億5,000万でスタートした基金です。ですから、先ほど基金が2億数千万円と言うたのは、この部分が入っているので膨らんでおります。この基金に基づいて、修繕・修景のための費用を助成しております。

お金をどう使うかと。要するに、一般の町家に対して改修費の補助をしております。例えば、看板建築になっているものを、看板を外してもとの町家に復元するというような、そんなことにお金を費やしております。



例えば、これはその事例ですけれども、祇園祭の船鉾です。船の形をした鉾で、有名な鉾ですけれども、その町会所です。この2階で祇園囃子の練習なんかをするんですけれども、12カ月の間の11カ月は人に貸してあります。7月だけここを町会所として使って、祇園祭を執行するという、そういう場所のファサードを改修するための費用として、最大は500万です。補助対象の2分の1、いずれか少ないほうですけれども、そのために使っております。

これもその一例です。ここは中で食育の活動をされているような、一般の住宅ですけれども、かなりそういう社会的な意義のある活動をされている方の住宅を修繕するために補助しました。中の火袋のところなんか、天井が張られていたんですけれども、それに支援したということです。



去年に7件できました。今年、12件、支援しております。ここに書いてありますけれども、2万8,000軒のほんの一部、1割にも満たないものについては、国からの補助も受けた京都市からの助成があるんですけれども、大半の町家は全く何もありません。自分でやってくださいという。

それだけではなかなか事が動かないので、わずかではありますけれども、まちづくりファンドが

ら支援させていただいて、単なる補助ではなくて、今回は補助させていただきましても、次回はあなたが、支援していただいたその方が次の方をお助けするような、そういうことを考えてくださいということで、このまちづくり、あるいは京町家を保全・再生する、そういう活動を広げていこう、その輪を広げていこうと、そんなふうを考えております。

以上です。

【門内】 ありがとうございます。

皆さんにご協力いただき、あと20分弱、時間がございませんので、少しこちらのほうで問題を整理しまし



て、幾つかやりとりをして、それから、できれば会場のほうからご意見をいただきたいと思っております。

私は、2004年4月に京都に戻ってまいりまして、ちょうどその年に景観法ができて、特に京都の景観なんかを研究しているということで、いろんな立場で京都府、京都市にかかわらせていただいている、かかわるごとに思いを改めるのは、やっぱり景観という問題の立て方というんですか、これのある種の意味しているものの深さ。

きょうも西村先生のほうからいろいろな事例を通してお話しいただいたんですが、語源的にもランドスケープとかタウンスケープという「スケープ」という言葉が、私、何回も言っているんですが、「シェープ」という形という意味と、もう一つ、「シーフ」という束ねるという意味が入っていて、つまりいろいろなものを束ねていくところに景観があらわれるということになりますので、したがって、例えば建築をつくらうとしても、自分で景観をつくれません。既にある自然とか、あるいは既に建っているものとか、そういうものを下地にして、そこに何かを加えていくわけだから、自分1人で景観をつくれません。

そういう意味で、景観というのはつくづく、つくるといっても守るとか、育てるとか、そういう言い方をしないとなかなかうまくとらえられないなという思がありまして、そういった関係づけていったり、総合していったりする、そういう人々の暮らしや活動の総体のあらわれが景観なので、したがって、景観を問題にしていくと、皆

さん、NPOさん、イベントを打ったり、いろんな活動をしていくわけです。人々の住み心地のいい町をつくっていくとか、そういった基本的な問題から文化活動をしていくという問題まで、全部かかわり合って、その象徴というか、氷山の一番表の部分で景観があらわれていると。

そういった奥行きや広がりのあるものとして景観をとらえなければいけないということ、いつも思いを新たにしております、これは行政のほうから言えばどういうことになるかということ、縦割り行政でできないということになります。つまり、景観の問題というのは、産業をどうしていくのかとか、農業をどうしていくのかとか、そういった経済の問題から森林をどうやって守っていくのかという問題、全部かかわってくる。

それから、さらに眺望景観とかいう問題を考えましますと、大変困ったことに、行政のエリアと一致しないわけです。あるいは、共同体のエリアとも一致しないで、異なるエリアをつないでいって、お互い相談しないとできなくなる。これは難しい問題なんですけれども、何か逆に考えると、景観を問題にすると、今までばらばらだった人たちや組織をつなげられると。あるいは、伝統的な共同体が、昔は宿場でも、宿場町って1個壊れると、景観が壊れたらそこに人が泊まってくれなくなるので、みんなで一生懸命直さなきゃいけないわけですが、みんな今、勤め先が全部違いますので、どこか壊れていても別に生活上、困らないわけです。

ですから、そういうものをちゃんとやっていくためには、何か共同体をもう1回、再構築しなければならないという、そういう時代に入っているように、人間1人で生きていけませんので。そういう意味で、景観というものを手がかりにして、新しい共同体というものをつくっていく。あるいは、新しいコラボレーションやパートナーシップのネットワークをつくっていくという、そういう課題に皆さん、いろいろチャレンジされているんじゃないかなというふうに思います。

お聞きしていると、きょう出ていただいた方々も、今、当たり前のように赤れんがとかお茶畑とか言いますが、この10年でこういう時代になったと、西村先生、盛んにおっしゃいましたけど、確かに10年ぐらい前は景観を研究しているとちょっと肩身が狭いというか、都市計画や建築計画であまりメジャーじゃなかったんですね。ようやくそれに光が当たるようになってきましたけ

ど、皆さんそれぞれ、最初に私はどうして発見されたんですかということを行いましたけども、何気ない、何でもない普通の身の回りのものに驚きの目を持って発見するということがすごく大事で、多くの人は何で発見するかというと、壊れたときなんです。健康と同じで、病気になったら健康なときのありがたさがわかるのと一緒で、壊れたときに初めて問題が。

だから、ほとんどの景観問題、運動されているところは、最初に困った問題、壊れた問題、荒廃茶園ができたり、わら葺きが壊れてきたり、それを何とかしようということで、第1ステージは何気ないものの中の困ったものの発見というのが結構あって、それでだめになるんじゃなくて、それに打ち勝つためにどうしたらいいのかということで、一番最初は、だから目の前にある何でも日常の生活系を、驚きの目を持って発見するという、そういう目がまず壊れていたの、それをきょうの方々は多分発見されて、だから、始まりは市役所の方でも地元住民でも、だれでもいいんです。だれでもよくて、そこにネタがあれば、そこから何かが始まるという。

それを今度は、次にネットワーク化をしていってというステージが、その次のステージが起こってきて、そして、その活動を集積していっているうちに、やがてその地域のモチーフとかシンボルとか、こういうものがこの地域のアイデンティティーなんじゃないかというふうなことを発見していくという、景観・まちづくりの幾つかのフェーズとかステップがあって、今、かなり軌道に乗ってこられたり、いろいろ大体見えてきた中で、最後の結果、今はもちろん途中ですけれども、発表されていますが、この間、大変ご苦労もされてきたし、それをたった5分でしゃべれと言われたから大変だったと思うんですが。

大きく言えば、そういった景観という問題に対して取り組んでいく取り組み方を考えていく上で、私は京都へ戻ってきてつくづく思っているのは、関西の地域、特に京都市だけでなくこの周りを含めて、コミュニティがまだまだ東京に比べてたくさん残っていて、NPOとかそういうものもものすごい数があって、京都市景観・まちづくりセンターではそのNPOの交流博という博覧会をやっているというぐらい盛んで、それは多分、長い間、人が住んできて、そういう工夫というものがまだまだ残っているんだと思うんですけれども。

かなり時間がないので、全体の総括のようなことを最初から言っていて大変申しわけないんですが、もう一方で、実は景観条例をつくるときに検討委員会の座長をさせていただいたので、そのころ、あるいはその前の京の景観形成推進プランというのが、これもよく読んでいただくといういろいろなことを書き込んでありますが、今、こうしてこういうシンポジウムができて、その内容を聞いていると、また感慨深いものがありまして、景観条例の中でも書き込んであるんですけども、結構ポイントとして、皆さん、法律的に言えば承継効というのがあるのをご存じだと思うんですが、これは法律用語ですが、例えばこういう景観資産をつくって、何かまちづくりの協定とかをつくった後、それが次世代に受け継がれるかどうかという問題です。それをその世代で協定した人が次に引き渡せるかどうかというのはすごく問題で、景観条例の中にどうするか大議論したんですけども、努力規定で実は入れてあるんです。

そういった細かい文言の中にも結構いろんなことを考えたので、今後はおそらくきょうお話しいただいた中で景観府民協定制度とか、まちづくり運動の部分の装置、これがまだ、資産のほうは駆動し始めているんですが、それと連動した形で景観府民制度というのも考えていく。

ただし、ここも問題がありまして、実は条例の項目を読んでいただくと、「全員の合意で」と、こうなっているんです。これは法律的に仕方がないんですけども、これも少し幅を広げて、運動の中でいろいろ考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

ちょっと自分が少ししゃべり過ぎて申しわけございませんが、今、一通りしゃべっていただいたので、そういうことであれば私のところの活動でこれを言い忘れて、言っておきたいということがあるんじゃないかと思う。特に、最初の文珠地区のところはトップバッターで、随分遠慮されたんじゃないかと思うので、その辺からちょっと一言ずつお話しただけですでしょうか。

【小田】 特にここだけはというところは、大体言わせていただいたと思うんですけど、先ほど言われたように、なぜこのまちづくりが景観に取り組むことになったかというのは、景観がすごく乱れていて、観光地としてお客様をお迎えするところとして、ほんとうにこれでふさわしいのかという問題点があったので、こういう組織ができたというふうに思います。

また、少し触れましたけども、3.5メートルのセットバック、それは自転車道があつた道につくという流れでその話が出てきたんですけども、一番最初の基調講演でもありましたように、そのお話が出てきたときというのは絶対に3.5メートル、もう3.5メートル以外はあり得ない。3メートルだとか2.5メートルというのはあり得ない。何でなんですかと聞いたときに、それは日本全国そうだからですというお話やった。

一番最初にそのお話があったのは20年ほど前なんですけども、何十年かけて私たちを取り巻く環境とか、そういうものが変わってきたときに、もう一度行政の方とお話をさせていただく中で、その町々に合ったセットバックの仕方であるとか、道のつくり方があるのではないかということをお話しさせていただいたときに、かなりの理解をいただいた。行政の方も大変変わってきておられるなというふうに思いました。

以上です。

【門内】 だんだん時間がなくなってきた、また短くしろと言って、自分が長くしゃべって申しわけないんですが、よろしくお願いします。

【馬場(英)】 昨年11月に経済産業省のほうから近代化産業遺産で、ホフマン窯と赤れんが倉庫群が33のテーマで選ばれたんですけども、そうした中で思い起こしますと、赤れんが倉庫群にしても戦争遺産ですわね。それを当初はタブー視されておった、とても赤れんがの建物をまちづくりに生かすというようなことは発想がでなかつたんですけども、そこにずかずかと乗り込んでいけたという、そこら辺がポイントでなかつたかなと思います、今に振り返りますと。

20年、長くやってきて、ようやく、一番最初に説明させてもらった一番最後のピースですけども、あのようになら今後数年かけて観光地としてよみがえっていくのかなと思います、感無量という感じをしております。

以上です。

【門内】 ありがとうございます。

登尾さん、どうでしょうか。何かございましたら。

【登尾】 知井の振興会の集落の中にもあるんですけども、北集落のかやぶきの里なんですけども、そこは有限会社を設立されて独自の活動をされているんです。かなり集落がまとまって、観光客の方も年間かなりお見えになるので、でも、その原風景というんですか、それは絶対守っていこ

うという、ほんまに観光化をしないようなまちづくり、それをすごく頑張っていってほしいんです。

【門内】 それじゃ、どうぞよろしくお願ひします。

【馬場(正)】 私どもが思うのは、やっぱり後継者の育成やと思っています。うちがこの話に取り組んだ初めというのは、ゴルフ場開発と住宅開発の乱開発。そこへ来て、農業が一たん衰退していった、うちでいうと茶の単価が下がったと。そういう中で、魅力をつけてやらんと絶対に後継者はできない。だから、守るのは農地法だけで守れない。そしたら何があるんやと。

この風景を守るために、美しい、きれい、それでは済まない。なりわいで、ここでもうけて生活できるような形をつくりたいというのが、今回、景観法で何とか逆に農地を守れないかというような話が出ましたので、ほんとうになりわいの風景、なりわいの景観というのがこれから後継者に引き継ぎ、それは1つのお茶の単価を上げる、お茶の生産が安定するだけじゃなくて、後継者に魅力のあるような産地になっていきたいというのが一番の思いやと思います。

【門内】 寺本さん、最後に、最初にちょっと打ち合わせでお約束していたのを今おっしゃっていただけて結構です。

【寺本】 それでは、これからちょっとまちづくりセンターのコマーシャルでございます。

どこへでも言われたら私も行くんですけども、行ったら必ずこの後、コマーシャルをさせていただいております。といいますのは、先ほど説明しました京町家まちづくりファンド、限られた基金ですので、20軒に補助を出しているけども、お金が実は減っております。基金を食いつぶしながら自転車操業をしております。企業回りとか、いろんなところへ行ってお願ひはしているんですけど、なかなかお金が集まらないというのも実態でございます。

それで、こういう機会にぜひ皆様方のお力をおかしたいと。皆様方が500円でも1,000円でも寄附していただきましたらベンガラの一塗り、あるいは格子の1本になります。うちの担当者、そこに担当者が募金箱を持って建っております。皆さん、お帰りの節は、ぜひ皆様方の志を見せていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

【門内】 本来であれば、シンポジウムと全くそぐわないので違和感を抱いて反対のご感情を

お持ちの方もいらっしゃると思いますが、立っておっしゃったことと、たすきをかけていることに免じて許して、時間がございませんので、ちょっと後、とれそうにないので、お願いをいたしました。よろしくお願ひいたします。ほかの地域についても同じようなことがあると思いますが。

そして、最後にちょっと会場から、お一方に限られると思いますが、どうしてもと。よろしくお願ひします。

【会場】 先ほど赤れんがの舞鶴のお話を聞いていまして、引揚者とか引き揚げの岸壁の母、そういったマイナスのイメージをプラスに変えたとおっしゃいましたけど、私は韓国からの引揚者ですけど、やはり戦争体験というものが今どんどん風化していると思う。ですから、江田島の赤れんが、あれもすばらしいですし、それから毒ガスを日本軍がつくった大久野島、ああいった戦争遺産とやっぱりネットワークをつくられて、こういった戦争のいわゆる体験した町として次代に継承していただきたいと思います。やはりそういった物語というんですか、歴史を戦争遺産として次代に継承していただきたいと思います。

以上です。

【馬場（英）】 そのとおりだと思います。舞鶴の場合は、引き揚げの町として温かく66万人を迎え入れたという、そういう歴史がありますので、それはそれとして、先ほど説明させてもらったのは、市民アンケートがそうであったということで、すべてそれがマイナスイメージであるとしてとりたてて言っているわけではないんですけども、そういうものが両立するまちづくりというものが大変必要やと思います。歴史を尊重してやっていきたいと思っています。

【門内】 もう一方ぐらいとれるかもしれませぬね。どうぞ。

【会場】 どうもありがとうございました。やはりこれを見たら、和束町のあのお方のものすごい熱い熱意。ということは、間違いなく人間が資本なんですね。すべて町をおこしてふるさとを守る、環境も今言われている、すべて人が資本であるという原点はやっぱり押さえないと、風化した考えをしていたらだめだだと思いますね。

だから、我々一人一人がマグマのように、そして休んだり、死にかけたり、休火山、活火山になっている町を、ここで桜島のように活火山に仕上げていく、そのことが一番大切。やはり我々の胸の内にすべてがかかっているかぎがあるんじゃないか。

ないか。胸の中の情には何があるというたら、やはり情熱がありますね。やっぱり町の情感があり、そして情操という、何か知的な刺激がなければだめ。そして、京情緒のような情緒がなければ、舞妓さんの後ろ姿がすばらしいですねと。

その上に、やはり1,200年の培われた、堆積した情念というもの、これを土台にして、そして我々が、今言われた一番大切な後継者が、もう二十前後も10代もぼんくらばかりです。こんなぼんくらをつくって、どないするんですか。将来を見たら、日本の国の行く末がわかりますね。だから、今からたたき直しましょう。そして、五情の大橋と言ってもいいぐらい、5つの情、これが未来への虹のかけ橋になると思うんですが、和束町の方、どうでしょう。

【馬場（正）】 応援ありがとうございます。確かに私もそう思っています。僕らがやるのは、魅力のあるものをつくってやる。それが、次の人が次の形に変えてくれたらいいという形で、そのときそのときの生き方をしっかりと魅力のあるものを残して、次の代に持って行ってあげたい。だから、うちは急傾斜です。かなりしんどいです。仕事するのも、1人が上から引っ張って、1人が万歳をしながらお茶を刈っている風景が5月、6月、見えます。

でも、その風景の中で、お茶を売ったときに、これは僕のお茶だ、何ぼだと言えるような、それが魅力やと思っています。そういうお茶づくりができるような町になっていきたい。それが、今、和束の380の茶農家の中で50軒、60軒という、若手の後継者が増えています。また、和束に新規就農で来てくれている方もいっぱいいます。そういう人たちをやっぱり育てたいなというふうに思っていますので、応援よろしくお願ひします。

【門内】 どうもありがとうございました。どうもさっきから3つとか5つとか、言葉も十分用意されていて、大変勉強になりました。

おっしゃるように、実は景観づくりは人づくりで、その町の最大の財産というのはヒューマンリソースなんです。だから、やっぱりそれをちゃんとしていくということがすごく大事で、そのためのきっかけが景観じゃないかというふうに思います。

最後に、きょう基調講演していただきました西村先生に、最後までお聞きいただきましたので、コメントをいただきたいと思います。よろしくお

願います。

【西村】 先ほどの方のような熱烈なコメントはできないので、済みません。

印象として思ったのは、どこも活動と景色がつながっていますよね。お茶だとか、農業とか、それからさまざまな赤れんがにまつわるような産業、それから観光産業も含めてね。だから、景観の問題は何も見た目の景色だけじゃなくて、そこでのアクティビティーが、やっぱりちゃんとしたアクティビティーがあると、それがちゃんとした風景につながっていくという意味では、そういうすごくつながっているんだなと感じました。そういうふうにしてきちんとなっているところが、やっぱり今も元気があるんじゃないかなと、それがすごく大きな実感でございます。

【門内】 どうもありがとうございました。

最後につながるの話でいいますと、ずっと皆さんの話で、結構、外の町を見に行ったり、海外へ見に行ったり、あるいは、要するに地域力というのは大きなテーマなんですけど、その地域が閉ざされた地域ではなくて、ほかの地域とネットワークを組みながら、学習をお互いにしながら、ある種のいろんなつながりの結節点としてある開かれた地域のあり方というんですか、そういうものをやられて、その中で自分の価値を発見されているような印象を持ちました。

お約束の時間を5分過ぎましたけども、熱烈な応援もいただきましたし、いろいろ勉強にもなりました。皆さんにおかれましては、きょうの資料は無論のこと、もう一度景観条例、あるいは京の景観推進プラン、そのあたりをベースに、さらに京都府の景観まちづくりが発展していくようにご尽力いただければと。

きょうは長時間、どうもありがとうございました。

【司会】 門内先生、そしてパネリストの皆様、どうもありがとうございました。

私も今回、このパネリストの人たち、田舎の方、町の方、それから農村の方、観光地の方と、ほんとうに欲張ったぐらいにメンバーがお集まりいただき門内先生にうまくおまとめいただきまして、日常生活の中に景観の美しさがあると。だれがその美しさに気づいてもいいんだよというようなお話をいただいたところでございます。また、会場の皆様からも非常に熱いご意見をいただきまして、ありがとうございます。

京都府といたしましては、本日ご参加いただきました皆様がまた地元に戻られまして、このフォーラムを機会に、各地での景観づくりの取り組みをますます広げていただきますようにご期待を申し上げているところでございます。

最後に、もう一度拍手をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、これもちまして、景観まちづくりフォーラムを閉会いたします。皆様には長時間、まことにありがとうございました。

平成19年度
京都府景観まちづくりフォーラム

《 主 催 》

京 都 府
京都府都市計画協会

《 後 援 》

京 都 市
財団法人京都市景観・まちづくりセンター
京 都 新 聞 社
N H K 京 都 放 送 局
K B S 京 都
エフエム京都
(順不同)

発行：京都府
京都府都市計画協会

編集：京都府土木建築部都市計画課
〒602-8570
京都市上京区下立売通新町西入
TEL 075-414-5327